

Title	秋夜長物語攷
Sub Title	
Author	平沢, 五郎(Hirasawa, Goro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1964
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.3 (1964. 3) ,p.227- 298
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000003-0227

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

秋夜長物語攷

平 沢 五 郎

まへおき

さきに本論集第一・二輯の誌上に於て、秋夜長物語十数余点に就き、その書誌的解題並びに系統別七種の翻印・校異を併せ掲した。猶末調査本、未発見本等の存し、且つ又調査の不備なる諸点の多きを恐れるが、一応本書の基礎的な作業を終へたものとする。いま続けて、こゝに新たに研究篇として、とかく縷述するまでのこともないかもしれぬが、総括的な意味に於て、本物語の書名・背景・作者等に就いて、先学の諸成果のあとをおひながらに、本篇の成立の過程と、そのあらましを、私なりに以下集約し解説を加へたものである。

書名に就いて

此の物語の書名は、現在伝本中に僅かな相違ではあるが数種の表記が見出されていて一定しない。まして、その題

号がどのやうに音読されたのか、なかなか決め難い。

いま、諸伝本に於ける本書の書名をみると、外題内題からは次の数種に書きわけられてゐる。

外題

内題

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------------------------|
| (1) 秋(穠)夜長物語 | 同上 | (永和三年写本・幸節静彦氏藏繪卷・文祿五年写本・天理図書館蔵) |
| (2) 秋夜の長物語 | 秋夜長物語 (扉題秋夜の長語) | (室町未写本・天文九年写本・片仮名古活字本) |
| (3) 不明 (題簽ナシ) | 秋の夜長物語 | (平仮名古活字本) |
| (4) 秋の夜長物語 | 同上 | (寛永十九年版) |
| (5) 秋の夜長物語 | 秋の夜 | (寛文頃江戸版) |
| (6) 秋の夜の長物語 | 同上 | (武田祐吉氏旧藏奈良繪本・正徳六年版) |

右の六種の表記のうち(3)(4)は同一の表記とみてさしつかえないものと思う。内題に於て一致し、又、寛永版が平仮名古活字版を祖本とするものであることから推して、書名も祖本と同じくしたことであらう。次の(5)江戸版は語句の小異を除けば、寛永版の本文を襲ったものであり、内題に於ける「秋の夜」は、本書の書名を、新たに版をおこすに当って、単に簡略化したものにすぎないであらう。従つて(3)(4)(5)は同一の表記とみてよいと思う。とすると、此の物語の書名表記は、(1)(2)(3)(6)の四種に書き分けられてゐることになる。そして之等を諸伝本の年代からみると、(1)の諸本は、本物語の最古鈔本である永和三年写本をはじめ、この永和本の系統に属す幸節静彦氏藏繪卷、文祿五年写本であり、続いては、室町期書写の比較的に古体を保存する天理図書館本・天文九年写本である。片仮名古活字本は刊本として、前記室町期書写諸本に近く、その意味では、之等は皆古写本系と称してよいものである。この点から見れば、古写本系に属するものは元来、書名の表記は単に「秋夜長物語」と書かれてゐたものにすぎず、之の具体的な呼称は、かうした表記の上から、当然の事として、異つた二三の読み方が現れて来たのであらう。(3)と(6)の諸本それらは、概

ね新しい写本であるか、或は流布本系の諸刊本であるのをみると、之等の諸本の書名表記は、すくなくとも(1)の書名をどのやうに読むかといふ問題の具体的結果を示したものであるとみてよい。従つてこの物語の一般的呼称は(2)(3)(6)の三種の表記の孰れかといふことになると思はれる。

もともと物語の書名には、その表記の上で厳密性を欠くのは、他物語の例を挙げるまでもないが、特に助辞の省略は、たとえば源氏の物語、源氏物語のいづれかといふ一例を挙げてみても肯かれるやうに、屢々当面する現象である。此の物語に就いても同様に云へることであれば、本来の読み方がどうであつたかといふ事實の推定は殆んど困難であるので、流布する一般的呼称が、どの時代まで辿り得るか云う事と、物語内容から云へる書名の妥当性といふ事を考へてみるにすぎない。

この書名の読み方に就いて最初の見解を呈示されたのは、岡本保孝氏である。氏は「秋夜長物語釈文」に於て——此の物語の名秋夜と微逗して長物語とよむへし一言等音のやうにあらてなかくの物語なりといふ意なるへし——と説かれてゐる。が、この片々たる物語が秋の夜に語られしなが物語とは考へられぬし、又それ以上の論拠を示されてゐるのでもなければ、何とも云ひ難いが、前期の永和本系に属する(2)の小田清雄氏摹写本(嘉吉二年・明応八年・寛文十四年奥書本の明治十五年小田氏書写)の外題が、「秋夜の長物語」とあり、又同様に永和本系統に属す(6)の正徳六年版の題簽は「秋の夜の長物語」とあつて、岡本保季氏説の一旁証となる。(2)(6)両本の僅かな違ひ——「秋夜」「秋の夜」——は存するが両本の意図する読み方は、秋夜と切つて長物語といふほどの意味をあたへてゐる点では、(2)(6)の題号は同一のものとみてよい。この読み方が起因する理由として一例を挙げる事が出来る。それは此の物語巻初に於て

。老ノ寢覚ニ秋ノ夜ノ長物語一申侍ラン——永和三年写本

と明らかに、秋ノ夜ノ、長物語と記してゐることである。最古写本たる永和本の冒頭の記述は、以後の諸伝本に於ても、殆んどその儘踏襲し、ただ天理図書館蔵本と片仮名古活字本の二本のみ、「秋夜ノ長物語」と記してゐるにすぎない。この後者の読み方も、前記の如く、意図するところは、全く同一のものと考えられるので、冒頭に於けるこの呼称が、そのまゝ表題を意味するものであれば、本来の書名は、「秋ノ夜ノ」又は「秋夜ノ」長物語と呼ばれるべきものであつたのかもしれない。が而し、此の短い物語を長物語と呼称する矛盾は避けられない。この矛盾を、意識的に是正しやうとしたのが平仮名古活字版、寛永版等の流布本の表題―秋の夜長物語―ではなからうか。即ち秋の夜長〔の〕物語といふ程の意味を題名に附することによつて、この矛盾点を改めたのではなからうか。

たゞ冒頭の一文―近比耳ニ触シ事ノ余ニ不思議ナリシカバ、面々ニ枕ヲ敬サセ玉エ老ノ寢覚ニ秋ノ夜ノ長物語一申侍ラン―の文意からすれば、この長物語の意は、単に長い物語といふだけではなく、老のねざめにつけて、この秋の夜に、ながくと物語一つを語らはんといふ程の意があるのではなからうか。大日本国語辞典も、長物語の意を、長き間物語ること。又その物語。と解してゐる。例へば、浜松中納言物語巻四下には、或る春の宵、中納言の許を訪れた式部卿官は、共に様々の物語をしてゐるうちに、夜は次第と更けて行くのであるが、―まれまれおはしましては、うちにふと入らむの御気色もなく、かゝる長物語に夜ふかい給ふも、いと見るが苦しう云々―とあつて、夜のふけゆくまゝにながくと語るのを、長物語と云つてゐる。又時代はすこし下るが、観世十郎元雅の作詞作曲と伝へられる謡曲隅田川にも―ワキさん候ふあれは大念仏にて候、これについてあはれなる物語りの候、この舟の向かひに着き候はん程に、語つて聞かせ申さうずるにて候―中略―ワキ見申せば船中にも、少々都の人もござありげに候、逆縁ながら念仏をおん申し候ひておん弔ひ候へ、由ない長物語り申し候ふほどに、舟が着きて候―と之も、舟が向ひに着き

候はんが程の物語りを、長物語と称してゐる。同じく世阿弥の謡曲「融」には、その化身である潮汲みの老翁が、旅僧の問ひに答へて、河原院の由来を語るの場面には——シテさす潮時もはや過ぎて、地隙も押し照る月に愛で、シテ興に乗して、地身をばげに、忘れたり秋の夜の、長物語り由なしや——と、これは又、秋の夜の、長物語りと、一場の語りを、かく記してゐる。之等の例から察して、本書の長物語の意も、秋のねがめにながくと物語を語るといふのが、もとの意ではなからうか。或は又、その中に秋の夜長といふほどの両意も含めながらに誌したものかもしれぬ。流布本系に書かれる秋の夜長（の）物語といふ表題の意図も、奈辺を勘酌したところに由来するのかもしれない。がいまは、たゞ諸本の上からみて、岡本保孝説を覆す明確な証拠も見出せぬと述べるにとゞめる。

物語の背景

此物語がもとより男色の作り物語であることは、つとに古物語類字抄、秋夜長物語積文等に説かれる如く異論を介すべくもない。が類字抄に「げに誠しく、書つゞれり」とある程には、依拠する伝説を物語の背景に設定してゐて、そのすべてを虚妄な作話とするわけにはゐかないものが存する。この物語の背景は此処にあらためて記するまでもなく、瞻西上人の伝説と山寺兩門の確執が骨格となつて創作されてゐる。従つて、まづこの二つの背景を中心に、物語との關係を概観してゆきたい。がそれらに就いての考証的な調査は鷲尾順敬氏「瞻西上人の説経教化」、後藤丹治氏「児物語の研究」、野村八郎氏「室町時代小説論」等々に於て、すでに詳細に御論証され、殆んど余すところがない。以下は、主に前記の御論考を多々参考させて頂いてなつたものである。が、たゞ煩雑を避け必要個所以外に、いち／＼註記しなかつたことをお断りします。

先づ瞻西上人についてみると、瞻西上人の出生地俗姓は未詳であるといふ。初め比叡山にあって密教を定慶より受け、後浄土教に意を傾け、山を降りて東山の雲居寺に棲住し、世俗の教化を事とし、この事に依り、瞻西の面目は発揚せられたといはれる。本朝高僧伝卷五には聖人の伝記を次の如く要約する。

釈瞻西。睿山住侶。移居洛東。凝心止観。繫念浄邦。天治初年開雲居寺。又彫刻八丈金色仏。安勝応院。永治元年七月請衆。開光慶讚。洛下雜沓。一日麗婦乞冬服。曰。天寒垂恵。脱衣与去。明日又来。西亦与之。至第三日。身纏弊席。戰齒牙。来。西曰。尽矣。其人詬罵曰。閻梨心地鄙悖未除。不受悖施。投前二衣。忽然不見。西曰。修道無力。文殊所試。懺悔進策。以天年卒。西精声明輪。其伝有由。梵唄一発。四衆楽聞。大原山良忍随西伝其音節云。(以下略)

右の記事は百練抄、選集抄等に依つたものであらうが、此の記事の中で、雲居寺の再興、八丈金色仏造営、声名論に精通せる事等は、特に瞻西上人伝では世に識られるところである。又女人に衣類を施す譚は、撰集抄卷三の瞻西上人事から抄約したものである。先づ右の雲居寺に関する事であるが、この東山の雲居寺は、以呂波字類抄によれば承和四年丁参議奉ニ為メ桓武天皇ヲ建立云々とある。又一説には、承和五年僧浄蔵が建立したとも云う。(和漢三才図会)。僧浄蔵は三善清行の第八子で、此処に修法し、康保元年十一月に阿弥陀仏を念じながらに入寂した。(日本紀略)この靈跡が再び興隆せられたのである。瞻西が雲居寺に住したのは何時頃の事か明らかでないが、前記高僧伝に天治初年開雲居寺とある。而しその真偽のほどはしれぬ。恐らく更に之を遡るのではなからうか。鷲尾順敬氏は瞻西が記録の上に初めて見えたのは嘉承二年であるとし、堀川天皇御不予に依り同年七月、増善行尊等の御祈禱に続き、瞻西も又勅召を拝し、御病床に於て戒を授け法話を聖聴に達したと述べられ、その例証として讃岐内侍日記を引いておられる。が之は、玉井幸助氏により、それがせんせい法印に非ず、賢暹法印の誤写註であることが中右記などの記録に

て判明したことにより、記録に残る瞻西上人の名は元永の頃まで下る。が嘉承の頃、すでに瞻西上人と称せられてゐたとも思はれる僅かな傍証もないわけではない。本朝文集第五十五に収録されてゐる「雲居寺聖人饑狂言綺語」和歌序」なるものがあり、その末に嘉承元年九月十三日とある。これは瞻西と交誼のあつた藤原基俊の撰と云はれ、本朝小序集に収録されたものであるが、これが事実とすれば、この頃すでに、瞻西の名で識られ、雲居寺に住し、和歌の面にも広くその名を揚げてゐたのではないか。右の和歌序に続いて雲居寺結縁経後宴歌合は瞻西上人が主催してゐる。題は風、萩等十題十五番の歌合で、歌人には左方、瞻西、仲実、為忠、琳賢、俊頼等十三人、右方基俊、敦隆、その他女房達十二人で判者は基俊である。西瞻は三番六番十五番を合はせ、二勝一持の成績を残してゐる。その事とはともかくとして、その成立は夫木和歌抄には永久四年八月を指定している。又夫木抄には女郎花、薄、鹿題の永久四年七月雲居寺歌合三首と、秋田、菊、霧題の永久四年九月雲居寺後番歌合六首を採録してゐる。更に恋題の雲居寺歌合一首が金葉集に、青柳題の雲居寺歌合一首が夫木抄に、それぐみえてゐて、嘉承から永久の時代にかけては、雲居寺の瞻西上人として、一隠遁僧としてのみならず、かうした歌会などにあつても、歌人として広く世俗との交渉が存しもたのと思はれる。特に基俊との交遊関係は、藤原基俊家集が、つぶさに伝へてゐる。

この雲居寺に於ける瞻西の活躍の主なるものは、説教に依る世俗の教化と、例の八丈の阿弥陀仏の建立である。先づ後者に就いて、その記録の二、三を拾ふと、

瞻西聖人此寺^ノ之西^ニ建^ニ立^{シテ}一堂^ヲ安置^ス八丈^ノ阿弥陀^ノ像^ヲ堂^ヲ号^ス勝^ニ應^ニ弥^ニ陀^ト院^ト今付^テ本堂^ニ称^ス雲居寺^ト以^リ呂波字類抄

天治元年七月十九日。瞻西上人於^ニ雲居寺^ニ供^ス養^ス金色八丈^ノ阿弥陀^ノ如来^ノ像^ヲ貴賤結縁^ス撰政書^ス額^ヲ号^ス証^ニ應^ニ弥^ニ陀^ト院^ト百練抄

天治元年七月十九日。聖人瞻西建立雲居寺安置八丈弥陀像。供養導師権大僧都澄観——寺門高僧記

(天治元年七月)十九日^甲雲居寺聖人供養大仏——中右記目錄

等の記録を見ると、この有名な造仏は、天治元年に成り、園城寺権大僧都澄観が供養師となり、時の摂政忠通が大額を書してゐることが知られる。

又古今著聞集卷五には―祭主神祇伯親定伊勢国いではといふ所に堂を立て。瞻西上人を請して供養をとげり。その布施にてぞ雲居寺をば造畢せられける―ともあるが、造仏に当っては、眇然たる隱遁僧も、老の身をおしまず俗衆に交はつて、生涯の宿念を果したことであらう。この造仏にさきだつて、元永から保安にかけて瞻西は、しきりと顯門貴人の間に出入してゐる。記録の上でも、瞻西の名が次第に明記されるに至つてゐる。即ち元永二年十一月十四日、瞻西は左大臣源俊房の屈請を受け、長樂寺の新室の供養師となつており、そのことは長秋記元永二年十一月十四の条に於て、当日の模様がつぶさに記録されてゐる。

又後拾遺往生伝卷中には

入道従一位左大臣俊房者。天曆第七親王後中書王之嫡孫。一世源氏土御門右府之長男也。―中略―而間保安元年冬十二月。上表辭職。同二年二月。不令知人。独以出家。自称曰寂俊。其五月。登台嶺受戒。七月以後。數旬黏病席。自然以平存。至十一月十二日。^{〔イモ〕}心神不例。寢食聊乖。早旦示家督師頼卿曰。我此間心澄性靜。正念不乱。今日終命。往生可期。以此由可告親戚。^{〔二字イ作伏〕}亦可請雲居寺瞻西上人者。右丞相聞此告。逐電光臨。數刻言談。帰御之後。令行阿弥陀講。已及晚暮。瞻西上人参来。俱誦法要。同唱仏号。後世相契。上人帰去。

と誌す。右の記録の中で留意されるのは、山門三井確執起保安二年三井寺焼失の条に、世伝を載せ、それには、この確執の因が、瞻西・梅若の情事に端を發すと記し、あたかも秋夜長物語がこの事件に依拠することが如くであるが、實在の瞻西は、すでにこの記録類にみられる如く、貴賤の間に在つて、弥陀の救ひを説いてゐたその人である。世伝はいづれにせよ後人の伝奇的な作話にすぎない。

瞻西の事蹟は更に諸資料に依り識られようが、この保安二年の翌年、前記の阿弥陀仏建立が、その最も大きな遺業であつたらう。それは阿弥陀の本願を説く者の最晩年を飾った偉業でもあつたにちがひない。

又、瞻西上人の伝記が世に長く残る由因の一つには、本朝高僧伝に誌す如く、声明論に精しき事と、説経の巧みをもつて貴賤を結縁に赴かしたことであつた。中右記大治二年六月廿三日の条には、上人の死を記して次の如く述懐してゐる。

廿三日 下人告云、瞻西聖人去廿日戌時入滅畢、雲居寺、件聖人延曆寺人、学生説法得其道、年来発道心、成種種仏事、彼寺中作八丈弥勒仏、又東山野面成百丈弥勒像、又成極楽浄土百日行道、接講説天下道俗男女上下衆人皆以帰依、今已入滅、仏日已隱、法水長滅歟、吁嗟哀哉、

又、藤原基俊家集(下)には

雲居寺瞻西がせつ経を聞きてめで侍りし人に代て、いひ遣し、

岩間出ていづる泉のわくがごと法の言葉も尽せざり覺

など見える。その外の歌集などにも、その詞書に「釈迦講おこなひけるに」註二とか、「雲居寺の結縁経の後」註三など誌され、種々の仏事の場をかりて、上下世俗の教化にあつたものと思はれる。

鷲尾順敬氏は―浄上教の興隆伝播が声明説経の流行に係したるは事実である。而して瞻西が先づこの道に兼ね通じた。瞻西の後に声明は良忍に依りて興り、説経は澄憲に依りて興るが、瞻西に依りて声明説経の流行を促進し、後に良忍澄憲の二人を出すに至れるもの―と説かれてゐるが、至当なる御見解と思はれる。

秋夜長物語末尾に、律師桂海は、今は名を瞻西と改め、―徳不孤必有隣事ナレハイトフトスレトモ同様ナル桑門ノ

客彼方此方ヨリ来集セシカハ都近処ニ寺ヲ立テ入ヲモ広く利益セントテ東山ノ雲居寺ノ儀式ヲ取行玉フ廿五ノ芥ノ妓
 楽歌詠シテ往生ノ人ヲ向エ給フサマ見人信心ヲ起サスト云事ナカリシカハ遠近踵ヲツイテ茲ニ来集シ貴賤掌ヲ合テ是
 ヲ敬礼ス―と結むのである。がこの仮作の物語も、瞻西上人による雲居寺の再興と、貴賤の教化といふ点では必ずしも
 虚妄な譚ではなくして、史実の一端に則つて描いてゐると云へる。言ふまでもなく瞻西の伝記の中に桂海と称せられ
 た記録もないし、又梅若との情事云々の伝説もない、まして山門三井斗争の原因をなすが如き史実は存しないが、後
 藤丹治氏^{註四}が云はれるやうに―この物語が全然作者の創作に成つたものとも思はれない。其処には幾分か史的、もしく
 は伝説的要素があり、それを物語化したものである―が僅かではあるが認められ得るのである。

和歌に於ても同様に瞻西の詠が物語中に採入れられてゐる。即ち物語では岩蔵の庵室に閉ぢ籠り、亡き梅若を忍び
 つゝ詠じた和歌である。新古今和歌集 釈教歌に

人のみまかりにけるのち、結縁経供養しけるに、即往安楽世界のこゝろをよめる
 むかしみし月の光をしるべにてこよひや君がにしへゆくらん

とある詠である。詞書から作歌の動機を見ても、物語にはその意を掬んで適所によく応ぜしめたものと云へる。瞻
 西が和歌の道にかなり詳しかったのは、前記の歌合等に於て、基俊俊頼等当時の一流歌人と、その道に往き交ふ事実を
 みても明らかであるが、現存する歌詠は、その外、金葉和歌集雜下一首、詞花和歌集冬一首、千載和歌集秋下一首、新
 古今和歌集積一首(前記)冬一首、新勅撰和歌集積一首(金葉集所載歌二同ジ)、続後拾遺和歌集秋上一首、新拾遺和歌集
 積一首、新後拾遺和歌集秋上一首、(以上勅撰作者部類に依る)等存する。猶、瞻西と和歌の贈答があつた人々には、藤
 原基俊(同家集)を始め、僧正行尊(金葉集第十)、成尋法師(統詞花集卷十)、源俊頼(月詣和歌集第四)、源頭国(後

葉和歌集卷五)、二条皇太皇太后宮大弐(同集、その外広範圍に亘つてゐる。

又古今著聞集卷五〔瞻西上人図絵和歌曼陀羅事〕にも―かの上人歌をこのまれければ。時のうたよみつねによりあひて和歌の会ありけり―と記すのも、その謂なくはない。同書に又和歌の曼陀羅を図絵して過去七仏を書奉った事、諸悪莫作衆善奉行の文を銘にかゝれたることなど併せ記してゐる。が、遁世者の常として、かゝる狂言綺語の世界に遊ぶだのは恐らく事実であらう。今物語に見える瞻西の即興の応答は僧侶らしい酒脱な挿話となつてゐる。即ち、

京極太政大臣と聞えける人いまだ位あさかりけるほどに雲居寺の程を通られるに。瞻西上人の家をふきけるをみて。雑色をつかひにて

ひしりのやをはめかくしにふけ

といはせて車をはやくやらせけるに。雑色のはしりかへるうしろに。小法師をはしらせて。

あめの下にもりてきこゆることもあり

といはせたりける。その程のはやさ。けしからざりけり。

とある。右の説話などみても、瞻西上人の伝説は、いろ／＼な形をとつて、次第に創り出されてゐたのであらうが、瞻西その人の生涯には、説教を以つて貴賤の教化に努めたことや、又和歌の道を通じて広く世俗に接したことなど、又種々の説話伝説を生むべき素因が存してゐたとみるべきであらう。

大治二年六月廿日、瞻西上人は雲居寺にその生涯を終つてゐる。当時権中納言宗忠は、その死をいたむで中右記に述懐してゐるのは前記の如くである。但し十三代要記は、入滅を十九日に作つてゐる。

記録に残る瞻西上人の伝記はほゞこれにて尽る。諸記録の示す瞻西上人は云ふまでもなく秋夜長物語の主題―桂海・梅若の情事―を誌すものは存しない。が又偏へにこの物語のすべてを仮構の物語とのみ断ずる事が出来ないのは

前述の如くである。上人にまるとるは伝説が生むだ、いはゞ伝奇的な作り物語と見るの外はない。諸伝本の多くが、冒頭後堀河院御宇と始まる（幸節静彦氏繪巻一条院の御宇に作り、大急東念記文庫文録五年写本イ本に二条院と作る）を以つて、時代相違せりと断ずるが、最も信頼すべき現存最古鈔本である永和三年本には「今ハ昔トモヤ申スベキ世ニ」とのみあり、時代は何時の事か明記してゐない。又瞻西に仮託し、雲居寺の史実・貴賤の教化・詠歌の引用等、依拠する事柄をもすべて否認する理由とはならない。永和年間にはすでに世に伝存した物語であり、それを以つて室町物語一般に見られる虚妄な作話と同一視することは、やはり出来難いと思はれる。異形な情念の世界をかりて構想は設けられたものであれ、雲居寺に於ける瞻西の発心専修にと俗衆を導くがための一種の伝説化伝奇化の現れと見られるのである。

さてこの物語の、もう一つの主要な背景である山門三井寺確執に就いて、こゝで触れておきたい。両門確執の根源的な真因は慈覚智証両門徒の天台座主争ひと三井寺戒壇建立の悲願に存するのは今更言を待つまでもないが、山寺両門の抗争の歴史をふりかへると、多くの場合表面上では極く些細な事件が直接の動機となり長い相互の感情的不和が一種の習慣的行為となつて闘争の歴史は繰返されてゐる。いまは、その問題に就いては述べるのを避け、たゞこの物語に描かれた如き三井寺焼失の事実を両門抗争の過去から拾つてそれをみてゆくこととする。殊に山門の寺門攻撃焼打の中で、三井寺が金堂講堂以下殆んどの堂舎を全焼した記録をみると、ほど以下の如く七回の多きに亘つてゐる。

○初度、白河帝、永保元年六月九日並びに同九月十五日。―扶桑略記・師記・百練抄・天台座主記・僧綱補任抄出・園城寺伝記・山門三井寺確執起等

○二度、鳥羽帝、保安三年閏五月三日。―百練抄・十三代要記・僧綱補任・天台座主記・山門三井寺確執起等。

○三度、崇徳帝、保延六年閏五月廿五日。―台記・百練抄・天台座主記・山門三井寺確執起等。

。四度、二条帝、長寛元年六月九日。―百練抄・天台座主記・園城寺伝記・一代要記等。
。五度、順徳帝、建保二年四月十五日。―後鳥羽院宸記・皇帝記抄・天台座主記・仁和寺日次記・吾妻鏡等。
。六度、龜山帝、文永元年五月二日。―外記日記・天台座主記・一代要記・歴代編年集成等。
。七度、後醍醐帝、元応元年(文保三年)四月廿五日。―花園院宸記・武家年代記・文保三年記・元徳二年日吉社并叡山行幸記等。である。

右の諸記録からすると、これら七度の合戦以外にも、屢々、小さな焼打事件は繰返されてゐるが、永保元年に始り元応元年に終るこの七回の両門の闘争が、その最も熾烈を極めた事件とみられてゐる。之等記録のすべてをこゝに掲げるのも煩はしいので、比較的詳記する資料の二三を挙げて、その概略を述べ、この物語の背景を窺ふこととする。

第一回。扶桑略記、永保元年四月の条には

廿八日、辰刻。叡山大衆引率数千軍兵。来向於三井寺。爰三井寺大衆亦率数千随兵。各張其陣。防征欲戰。漸及晚景。山上大衆引楯逃去。其後六月五日庚申。殊有宣旨。恒例神事不可闕怠。官使相具比叡祭使等。如例重被催之处。三井寺大衆中不得心者。年少下藹不覺之輩。背宣旨。追却官使。打止祭使等了。因茲有違勅罪。大衆長發等各注其名。共蒙追捕宣旨已了。爰武芸之徒多皆遁隱山野。勢徳之人悉怖悚朝威。尊卑不知。合戦無力間。九日甲子。叡山僧都数千。或著甲冑引率戰士。行向三井寺。燒亡寺塔僧房等。仏像經卷悉為灰燼。免余炎之堂舍等七分之一也。開闢以來。世末有如此之灾禍矣。十八日癸酉。勅遣右大吏江重俊并史生等。勘録寺塔房舍燒失。其記云。御願十五所。堂院七十九処。塔三基。鐘樓六所。經藏十五所。神社四所。僧房六百廿一所。舍宅一千四百九十三宇也。已上官使実録記也

と誌してゐる。他の諸記録も大同小異である。山門三井確執起は―但事起看山奴辱寺奴云々と記し、百練抄は又―去四月日吉祭之時。神供并職掌人等。為園城寺僧被抑留之故也―とあつて、事件の発端は些細な衝突から、初

度の惨事は起きてゐる。源経信は師記に「王法仏法已尽滅之刻歟、可哀々々」と感慨を込めて、九日の記を終つてゐる。が、この焼打は更に同等九月十五日に、再燃し、同じく扶桑略記は

十五日、戊戌。未時。山僧引率數百兵衆。行向三井寺。重燒殘堂舍僧房等畢云。堂院二十処。經藏五所。神社九処。僧房一百八十三処。但舍宅不注載之。不知其數幾千而已。門人上下各皆逃隱山林。或含悲入黃泉。或懷愁仰蒼天。今年入未法。歷三十年矣。

と述べ、裏頭妨法の乱斗は、遂に園城寺灰尽と寺衆の離散を以つて第一回の焼打事件は終つてゐる。

第二回、保安二年の事件は永保の焼打から四十一年を経過し、此の年、前年頃から両門の激突は絶えなかつたが、寺門僧侶の、山門修学僧殺害に因を發して、災禍をみるこゝなる。百練抄・十三代要略・僧綱補任等は僅か園城寺焼亡の日時を略記するのみであるが、天台座主記は、次の如く、その発端を誌してゐる。即ち

保安二年辛丑閏五月二日衆徒發向園城寺燒弘金堂已下房舍等了是去五月廿三日於西坂下一乘寺辺修学者被殺害之間山僧燒一乘寺近辺小屋等処三井寺大衆同廿九日燒弘大津東西浦之故也

同様に山門三井確執起は―

第二度者鳥羽院七十保安二年辛丑閏五月二日台徒燒三井寺三院諸堂房舍不殘一字東鑑說同之五月作九月蓋誤歟

と記するが、事の起りとして、世伝を次の如く挙げてゐる。即ち

世伝云山徒律師桂海沈恋三井寺兒童而忍徘徊彼寺林中數度或時兒出寺不知行方聞浮說寺門徒騷噩攀登山上燒房舍二三宇山徒大怒發追下之尚遂合戰終燒三井寺此日保安三年閏五月三日云々覺義僧都之記同行嘗記云五月六日

後彼兒遁出魔所聞三井寺燒失又父大納言屋宇為寺門所燒事沈身於勢多河畢桂海深發心於洛東建立雲居寺号瞻西上人云云秋夜

長物語可為云此事

とある。猶この史籍集覽所収の山門三井寺確執起と殆んど同様の内容をもつ山門日吉活套記(西教寺蔵写本一冊)と云はれるものがあると聞くが、未見であるので、この右の確執記によるが、此の記の中では、寺門徒騷囂攀登山上焼房舎二三宇の記事は本物語には見えてゐないし、又、児の父を花蘭左大臣とはせず、大納言としてゐる事等、世伝の記と物語との間には多少の差異は存るにしても、この両者はたゞ類似といふより甚だ極似してゐると云へる。この山門三井寺確執起は、改定史籍集覽総目解題・国書解題・仏教大辞典等には鎌倉時代成立の書とされてゐる。が、「秋夜長物語可為云此事」と明記してゐるのから推察して、秋夜長物語の成立期(後述)から、尠くとも後の書とみなくてはならないと思ふ。又仮令、「秋夜長物語可為云此事」と云ふ記事からのみで無く、他の記録―百練抄・十三要記・天台座主記・僧綱補任・園城寺伝記―にも、この世伝の記事は該当する事件が見当たらないし、又瞻西上人が桂海と称した記録はその伝記の中に見出すことが出来ない。とみると、此の確執起の挙げる世伝は、この物語成立以後、前記の二三の相違点はあれ、世に流布して、保安二年の事件と結び付いたのではなからうか。又瞻西上人は前記した如く大治二年六月二十日―中右記―雲居寺に示寂してゐるが、保安二年十一月十一日、左大臣源俊房―寂俊―の命終に臨み、請に応じて、俱に法要を誦し、仏号を唱し、後世を相契つた―後拾遺往生伝―とあるから、すでに名声世に博く、雲居寺に住してゐたわけで、保安二年の焼打事件とは、何等交渉あるべくもないし、又齢もあまた重ね、説経教化に終日した頃であつたらう。瞻西上人の伝説化とこの保安の両門確執の起りを、物語化された後、仮構された説話は、いつか事実を凌ぎ、世の伝へは、歴史上の記録の中にも跡をとゞめえて、真相をうがつが如くに、変転したのであらう。それなりに、この僅かな物語の投じた影は、人口にのぼるだけの意味を持つてゐたのかもしれない。いづれにせよ、保安の事件は、直接に、この物語と交渉があるものとは思へぬし、又、確執起の告げる世伝が、秋夜長物語成立の母

胎とは到底考へられない。

扱、第三回の三井寺焼亡は、保安の焼失後二十年後、崇徳帝、保延六年閏五月廿五日である。山門三井確執起は

第三度者崇徳院七十保延六年庚申閏五月廿五日台徒焼三井寺東鑑資治表等説同之事発寺伝記等其外書未見之

とあるが、天台座主記の同年五月廿五日の条には

閏五月廿五日衆徒発向園城寺焼失寺院房舎等是去四月十四日大津新宮祭日三井寺々々主慶仁子殺害山門下僧之故云々同廿八日重又焼之七月十七日重又焼園城寺

とある。この座主記に誌す事の起りが、その真因か否かは、ともかくとして、これ迄の三度の鬭争の端は、甚だ些少な感情的事件に発してゐるのが、共通してみられる現象である。深層に存する座主の問題、戒壇、受戒の真物の理由は、何時の時も、なかく表面に現れて来ない。が次の長寛元年六月九日の四度目の焼亡は、寺内の最も大事である受戒の問題に依り、両門の斗争を誘発してゐる点、前三度の事件と異つてゐる。この前年応保二年閏二月覚忠が天台座主となつて山門の騒ぐところとなるが、翌長寛元年には、百練抄は次記の如く誌してゐる。

元年三月廿九日。……中略……延曆寺訴申園城寺僧可補天台座主者如旧可受天台戒之由宣下。

五月廿二日。園城寺僧於延曆寺受戒事。園城寺不進請文。去四月無得度之者。仍山門重訴申状云。来十一月受戒。背宣旨状。不登壇者。彼寺僧永不從公請之由宣下。

廿九日。興福寺進奏状。可被止園城寺僧於延曆寺受戒事。并以延曆寺可為未寺事也。覚忠僧正補座主之時。延曆寺訴申受戒事之間。以東大寺稱小乘。以南都稱權宗。忿怨其事。云々。

五月九日。不被行最勝講。依山僧蜂起也。

六月九日。延曆寺大衆發向園城寺。焼弘本堂已下。事起覚忠僧正座主事。去三日園城寺衆徒追捕大津東浦。斬神人首之故也。

三井寺焼亡

承保 保安 保延 応保但改長寛
之後也。

已上四个度

天台座主記・園城寺伝記・一代要記等、右の百練抄の記事と殆んど一致する。一には覚忠僧正園城寺、大殿息。の座主問題。二には園城寺僧侶の南都受戒停止の要請。之に対する南都側の主張等、右の如く種々の原因が含まれてゐるが、要は園城寺の戒壇建立の悲願が、両門確執のいはばすべてであると思はれる。秋夜長物語の中でも、園城寺戒壇建立を聞き忽ちに蜂起する叡山大衆の胸裡には、いかに、この戒壇の問題が、敏感に刺戟するものであつたかは、我々の想像を越へるものがあらう。

がこの時も、その焼打の直接のきっかけとなつたのは、園城寺衆徒が神人を斬つたことにあるやうである。が相互の間にはこの単なる一介の事件も大事に至らしめるほどに感情的鬱陶が長く渦巻いてゐるのが窺はれる。

第五回目は、順徳帝、建保二年四月十五日である。類聚大補任・皇帝紀抄・後鳥羽院宸記・華頂要略・仁和寺日記・吾妻鏡等に詳しいが、次に後鳥羽院宸記の四月十五日の条を掲げ、その概要とする。

四月十五日、己酉、天晴、一中略一酉刻於山崎辺顧盼北方有焼亡、自京猶東方也、所推大津辺歟、一中略一丑一点許、法印尊長以使者申云、昨日十四日、日吉祭間、大津東浦長者与日吉神人於韓崎鬪諍、仍神人多以爲長者丸被刃傷、仍今日以申剋、衆徒等遣本社公人、令焼失長者丸住宅、然間園城寺下法師等、爲取物、乱入件在家間、興山門所司之下法師喧嘩出来、而自西浦三井寺方人等出来、追散山門公人等、剩於大江辺、三井寺衆徒出合、散々射、仍山門宮司法師等引歸東浦、以使者告此旨山門、即爲祭見物、下坂下衆徒等百余人、来三井寺、預西浦於焼失、令新宮辺令合戰、即三井寺輩引退了、山門衆徒、三井寺僧房一兩宇令焼失、日頃令焼失本寺、然而事甚以小事也云々、即以引歸処、三井寺悪徒、焼弘山門領大津東浦在家、依是山門衆徒、自韓崎又寄責三井寺、打入北院、欲入中院処、園城寺衆徒弃身命射之間、

山門衆徒引退大江辺、三井寺悪徒頗追立、而山門衆徒重五百人許追來間、來逢此処、更荒手衆徒打入中院合戦、干し時子(之刻カ)了許云々、且焼払寺中房舎由申之、殊驚思、然而只今何様可相斗トモ不覺以下省略

十六日。庚戌天晴、一中略先是、座堂事状同申状等参向園城寺、皆悉以金堂以下令焼失了云々、不可思議云々也、一中略前太政大臣以下公卿多以候、今朝辰刻令焼失金堂云々、終夜至千辰刻合戦云々、悪徒等百余人、引籠金堂令合戦、其間遂以懸火了云々、事俄也、不及左右、誠心至極事歟、然而欲思事不能左右、未一点出外、人々候、令勘先例処、今度五箇度也以下省略。

長寛焼打後五十二年の事である。

第六回目は、龜山帝、文永元年五月二日の焼亡で前回から五十一年目に当る。一代要記は

五月二日、山門衆徒等攻園城寺、辰一点至千午刻攻落之、堂塔坊舎等、不貽一字焼払了、是構城郭建戒壇之故也。とある。之は此の年の三月、山門衆徒は、園城寺の有する天王寺別当職を争ひ、それが容れないため、講堂戒壇以下を自ら焼いた。園城寺では山門の戒壇焼亡に乗じて三摩耶戒壇を修した。之に依り、山徒の園城寺攻撃となつたのである。

次の文保三年四月廿五日の焼打も前回同様に、園城寺の戒壇建立が真相のやうである。山寺二門の軋轢が激しくなればなるほどに、寺門の受戒は困難となり、それは、とりもなほさず寺門にとっては宗教的な致命傷でもあった。事ある毎にこの執念が、争乱の因をなすのも無理からぬことであらう。

花園院宸記はその間の事情を遂一に日記されてゐるが、次章に詳記するので、この事件の概略を述べると、この月、園城寺金堂の供養があり、私に戒壇もまた建立したとの情報が叡山に伝ひ、俄かに衆徒色めき立ったが、この戒壇建立は事実無根であつた。ところが十七日夜半から、三井の若輩衆徒二百人許、甲冑を帯し、僧正長乗の坊舎に至り、

無理に迎へて戒壇の供養を行はせ、之を以つて、寺門戒壇建立を揚言した。ために山衆の蜂起となり、遂に七度目の、そして最後の園城寺焼打事件となる。宸記は―廿五日壬戌 晴―中略―未剋許資明參申云、園城寺金堂戒壇等皆焼払了云々、法滅期已時至歟、悲歎之至不能記尽耳云々―と歎ぜられてゐる。

文保三年記もほゞ同様であるが、重ねてこゝに挙げると、

四月十三日。園城寺全定供養被_レ立_レ勅使。被_レ許_ニ赤袈裟_ノ之間。中綱延曆寺令_レ發_ニ向彼寺_ノ可_ニ燒払_ニ之由_ノ騒動。仍武士警_ニ固_ニ三井_ノ洛中動揺。然而十三日供養事全無_ニ其儀_ノ之由長吏頭弁僧正書_ニ進起請文_ニ於公家_ノ之間。聊靜謐之處。同十八日勅使左中弁資朝參行。遂_ニ供養_ノ之節_ノ云々。仍騒動云々。

四月廿五日。辰刻。山門衆徒發_ニ向三井寺_ノ。大津在家并寺内堂舍仏閣僧房。不_レ殘_ニ一字_ノ悉燒払畢。三井法師少々雖_ニ相戰_ノ。被_ニ追落_ニ了_ノ。大鐘弥以隱置之後。以下略

と誌す。大鐘云々は文永の合戦の時、山徒が梵鐘を奪つて帰山し、その後、幕府の命にて三井に返還されたことを云ふのであらう。

ともかくも、山門の蜂起によっておこされた前後七回に亘る園城寺全焼の記録は、この文保の焼打を以つて終る。之と共に、宿命的な三摩耶戒壇建立の問題も、又その終止符がうたれることとなるのであるが、三井の悲願は、山門への宿執と共に、その一切は、受戒といふ、根元的な基盤に胎まれてのものであった。秋夜長物語が、美童梅若の失踪に、兩門の合戦は端を發するとはいへ、その背景には、右に概要した諸事件といふ長い執拗な抗争と惨事が、凝着して、絶えず一触即発の危機を胎んでゐたわけである。永保の事件といひ、保安の事件、建保の事件といひ、寺奴の喧嘩、修学僧殺害、日吉神人の斬首といふやうな、兩門末端の紛争が、大事を起すに至る理由は、やはり確として存したわけである。これらの大惨事には、梅若の如き児童による契機は事実としては存しなかったが、多分にそのやうな傾

きはあつたわけである。単に桂海梅若の異形な情念を綴つた児物語であると、この物語を見るも、それには異説があるわけではない。が、同時にこの物語の一方の中心課題は、この山門三井の惨事を伝えるにあつたのではないか。単に児童に発する情事のきっかけであれ、両門の合戦にと誘発する情況が、当時の、両門僧侶にとっては、不自然なものとなき、感じとられたからこそ、物語からは生々とした意義を読みとつたのであらう。合戦の場面描写が、物語的誇張はあれ、不必要なまでに詳記され紙数多きに亘る執筆態度には、戦乱の時代反映ばかりでなく、三井寺炎上の様相を細述すべき理由が存したと思はれる。又それと共に戒壇をめぐる宿執は、如何に甚だしいものであつたかは、物語文中に、まことに唐突に――所詮此次ヲ以テ当寺ニ三摩邪戒壇ヲ立ハ山門定ヨセンスラン是則地ノ利ニ次テ敵ヲ亡ス媒亦ハ邪執ヲ退テ戒法ヲヒロムルミチタルヘシ――と記し、たゞこの一事を以つて、山門蜂起の原因たらしめてゐるのを見ても、うなづかれる。単なるこの一文が、充分に山門蜂起の理由たり得たのである。この山門蜂起はすでに児の失綜問題、桂海の情事からは、質的に異つた、事件の轉換がおこなはれ、末寺末社に至るまで、三井攻撃へと馳参する動機となつてゐるのである。この点からみても、この物語が、いかにこの両門宿執の背景を意識して書かれたかは、いまさら云ふまでもなからうが、園城寺焼打は、文保三年の事件をもつて、戒壇の問題と共に、歴史からその跡を絶つてゐるのをみると、このやうな焼打事件や戒壇問題が、いまだ人々の記憶の中に、或は世伝の中にも、脈々と生き続けてゐる時代こそ、物語としてはその存在意義があつたわけであらう。とみると、この物語も、この最後の文保の事件を、直接間接をとはず、見聞した者によつて、或は、両門の確執に特別な関心を持った者によつて、執筆されたのではなからうか。余り物語的想像ではあるが物語の告げる背景は、この時代を遙かに離れてはその成立は考へられない。又単に思付きに過ぎるのもあらうが、秋夜長物語第十五段冒頭に――山門是ヲ聞テナシカハ^マ棒起セサラン戒壇ノ事

ニ依園城寺エ発何スル事以前既ニ六ケ度也——とある。この六ケ度云々の事は永和三年本以下現存伝本すべて同じである。文保三年の事件は、——小事件は別として——七度目であるところから、奇妙に歴史の記録と一致する。云ふまでもなく、物語の主人公は、瞻西上人であるから、たとひ仮託物語にしる、明らかに時代矛盾のある文保三年の事件を明記するのはあり得ない事であらうが、この以前既に六ケ度とある数には、こだはりたい僅かな理由も存する。叡山大衆の園城寺焼打の事件は古来屢々人口にのぼったものとみえ、諸々の記録を残す識者は、その何度目かを、殆んどが記録してゐる。

例へば、四回目は、百練抄に、「承保保安保延但長寛保之後也」已上四ケ度」(但し承保ハ永保誤カ)とあり、又園城寺伝

記・山門三井確執起等も、この回数を記してゐる。五回目の建保の事件は、吾妻鏡に——当寺天武天皇御宇十六年草創之後、為山徒焼失事、已及五ケ度——とあり、或は僧綱補任抄永保元年の条の裏書にも、——後永保保安保延保建保五箇度払レ地被ニ焼失了——とあるなどそれである。又、軍記物語にすぎないが太平記に於ても、卷十五、三井寺戒壇事の条に——サレハ天曆年中ヨリ、去ル文保元年(マ)ニ至マテ、此戒壇故ニ蘭城寺ヲ焼カル事、已ニ七度也、近年ハ是ニヨリ恐テ、其企モ無カリツレハ……云々(西源院本)——とあり、更に他の諸記録をあげるまでもなく、文永元年の焼打が六度目に当り、文保のそれは、云ふまでもなく七度目であつたわけである。とすると、本書に已に六ケ度と、明記したのは一体、どうした理由が存したのであらう。諸記録の識者も、又太平記作者も、勿論当時代人も、山徒の焼打の回数には、指折り数へ、気を配つたことであつたらう。そうした興味が、いまだ世人の中にあつたとすれば、物語中の以前已に六ケ度と称するのは、単なる作者の不用意な叙述か、それとも、度々に亘るといふほどの誇張的表現か、那辺の事情がすつきりしない。仮りに瞻西上人の伝説上の背景を歴史的事実に則して描いたものとしても、前述の如く、保安二

年の事件の頃は、すでに雲居寺に住し、世に名声高い上人である。遡って永保の焼打を想定したものであれば、之は山門の三井寺焼打の初度の事であり、それは余りにも人々の口の端々にのぼったことであらうからして、度々とか六ヶ度と述べるには、事実を無視しすぎる。とすれば、この六ヶ度といふのは作者の恣意的な記述と断ずるの外はないが、太平記にこれほど文辞構想を依存したこの物語の作者が、文保に至るまで七回とある例の記事までを果して考慮しなかつたであらうか。存外に、この作者の、物語背景として意識の中にあつたのは、文保の事件ではなからうか。勝手な想像ではあるが、作者が現実に経験したか、或は身近かに見聞した三井炎上の様相を、瞻西梅若伝説と結び合せ、物語をして、より現実的な効果を与へようと意図した点はなからうか。従つて、その歴史的な背景は文保の時代を想定し、それに伝説の人、瞻西の若き日の情事を設定するといふ、時代的矛盾を敢てなし、以前已に六ヶ度といふが如き叙述をなして、物語の真迫さを虚構したとみられまいか。その是非はいづれにせよ、保安二年の事件だけが、この物語の背景となつたわけではなく、山門妨法の徒による三井灰燼の、度々に亘る事実が、特に三井焼失の最後であるこの文保の事件などが、まだく世伝の中に生きつづけ史実は歪曲されながらも世人に語り続けられた頃ではあらうが、すでに文保の時からは、かなりの年月が経たであらう時期に、この物語は書かれたのではなからうか。而も、文保の事件を目前にした古老の手などによって、作者が玄恵と仮託される理由など後述するが、もしもそれが事実であれば、玄恵最晩年の事とならう。

余談にわたつたが、三井の焼亡の跡は、秋夜長物語にも——三井寺ニ行テ見玉へハ仏閣僧房一字モ不残皆焼払ワレテ閑庭ノ草ノ露ノシタ、リ空山ノ松風ニ吟ス是ソ我棲シ昔ノ跡ヨトテ見ハ礎ノ石モ焼碎テ苔ノ翠モ色枯レ軒羽ノ梅モ枝枯テ芍^{ツクシ}ニ待シ風モナシ——とあるが、前記の扶桑略記の房舎講堂焼失の記録をみても判るやうに、その度々が全く灰燼

にきしてゐるのである。もう一例、華頂要略に記す、建保の焼失堂宇の記録をこゝに記すと

同廿三日、公家遣官使、実檢三井焼失、注進状云

北院内、本覚院、南明院、鶏足房、常喜院、并房舎七十二宇、

中院内、金堂、同四面廻廊、中門左右登廊、闕伽井屋、神社一宇、同拜殿二宇、教待和尚堂、鐘樓、大門、食堂、大講堂、法華堂、堂行堂、阿弥陀堂、唐院、神社一宇、同拜殿、鐘樓、四足、真如院、桂園院、平等院、并房舎廿二宇
南院内、青竜院、大宝院、聖願寺、并房舎三十五宇

と誌され、その災禍の跡が彷彿する。恐らくは、前記七回に亘る焼打事件はこの建保二年の記録とさして異なるものではなかつたと思はれる。

かくして度々にわたる三井罹災の後は、門徒上下各逃_レ隠山林。或含_レ悲入_レ黄泉。或懷_レ愁仰_レ蒼天。〔扶桑略記永保元年四月〕の如く、今は立帰るも無益の事と、離散してゐたことであらう。秋夜長物語第十八段は梅若君と童とが焼野の原にたゞずんで、見聞きする描写は、抒情を含むで生々しく、梅若入水へ導く動機が素直に肯ずかれる理由も其処にあるのであらう。

以上山門の三井焼打の記録を概略して来たのであるが、こゝで留意されるのは、さきに、後藤丹治氏により御指摘されたところの、保安二年閏五月の事件に関し、古記談卷五に見える三井僧の夢想談・園城寺伝記三之四新羅明神守_下護出_レ離生死一人_上事・或は四箇大寺古今伝記（恵山叟書本）に載する類話である。まづ古事談卷五は

保安二年閏五月三日。園城寺焼失之比。或寺僧夢想。有_下着_レ褐冠_上之人。尋_レ問誰人_上之処。答云。我ハ新羅大明神眷属也。為_レ守_レ護此寺_上経廻也云々。夢中嘲_レ之曰。仏像経論堂舎僧房悉成_レ灰燼_上畢。可_レ被_レ守_レ護何物_上哉。无益守_レ護歟云々。各行分之後。又着_レ直衣_上耆老之人出来。見_レ容躰_上非_レ直也人。其眉長垂及_レ口程。鬢髮皓白也。件人曰。汝所_レ云之事。太似_レ不_レ知_レ子細_上。本

守_ニ護_ニ此_ニ寺_ニ之_ニ素_ニ意_ニ。更_レ不_レ護_ニ堂_ニ舍_ニ僧_ニ房_ニ。唯_ニ守_ニ護_ニ出_ニ離_ニ生_ニ死_ニ之_ニ志_ニ。如_レ此_ニ患_ニ難_ニ之_ニ眩_ニ。僧_ニ徒_ニ多_ニ發_ニ道_ニ心_ニ。不_レ倦_ニ修_ニ学_ニ。我_ニ守_ニ此_ニ人_ニ也_ニ云_ニ々。此_ニ事_ニ權_ニ大_ニ僧_ニ都_ニ覺_ニ基_ニ別當。保_ニ延_ニ寺_ニ燒_ニ之_ニ眩_ニ。參_ニ礼_ニ部_ニ御_ニ許_ニ所_ニ語_ニ申_ニ也_ニ。

と誤し、又、園城寺伝記三之四には

一新羅明神守_下護_出離_生死_上人_上事

園城寺覺基僧都記云。鳥羽院御宇保安二年閏五月三日。為_ニ山_ニ門_ニ燒_ニ失_ニ。三_ニ井_ニ靈_ニ夢_ニ曰_ニ。著_{初冠}白_袴之_ニ俗_ニ一_ニ人_ニ。有_ニ回_ニ祿_ニ古_ニ跡_ニ。問_ニ曰_ニ。誰_ニ人_ニ哉_ニ。俗_ニ答_ニ曰_ニ。吾_ニ是_ニ新_ニ羅_ニ明_ニ神_ニ之_ニ眷_ニ屬_ニ也_ニ。為_レ守_ニ護_ニ寺_ニ中_ニ令_ニ經_ニ廻_ニ也_ニ云_ニ々。夢_ニ中_ニ嘲_ニ曰_ニ。當_ニ寺_ニ為_レ體_ニ無_レ益_ニ也_ニ云_ニ々。各_ニ行_ニ別_ニ之_ニ處_ニ。又_ニ著_ニ直_ニ衣_ニ耆_ニ老_ニ貴_ニ俗_ニ出_ニ來_ニ。其_ニ容_ニ儀_ニ非_ニ直_ニ人_ニ。兩_ニ眉_ニ長_ニ垂_ニ。及_ニ口_ニ脣_ニ鬢_ニ髮_ニ皓_ニ白_ニ也_ニ。件_ニ貴_ニ俗_ニ。汝_ニ所_ニ言_ニ不_レ知_ニ子_ニ細_ニ甚_ニ愚_ニ也_ニ。吾_ニ垂_ニ跡_ニ以_ニ來_ニ。當_ニ寺_ニ守_ニ護_ニ素_ニ意_ニ更_レ不_レ守_ニ堂_ニ舍_ニ僧_ニ房_ニ偏_ニ守_ニ護_ニ有_ニ出_ニ離_ニ生_ニ死_ニ之_ニ志_ニ者_ニ云_ニ々

と同様に覺基僧都記を載せてゐる。又後藤丹治氏「児物語研究」によると、四箇大寺古今伝記(恵山叟書本)には、この夢想譚が更に詳細に物語化して伝へられてゐる由であるが、その説かんとする根本理念は前二書と異るところがないやうである。

この他、鴉鷺合戦物語・沙石集卷一上「神明道心貴給事」・寺徳集などにも同類の夢想譚が、内容を異にしなから、載つてゐる。が、これらの譚の源は、いづれも前記の古事語・園城寺伝記・四箇大寺古今伝記にある、園城寺別當權大僧都覺基の夢想譚に発するものとみてよい。

汝_レ所_ニ云_ニ之_ニ事_ニ。太_レ似_レ不_レ知_ニ子_ニ細_ニ。本_ニ守_ニ護_ニ此_ニ寺_ニ之_ニ素_ニ意_ニ。更_レ不_レ守_ニ護_ニ堂_ニ舍_ニ僧_ニ房_ニ。唯_ニ守_ニ護_ニ出_ニ離_ニ生_ニ死_ニ之_ニ志_ニ。如_レ此_ニ患_ニ難_ニ之_ニ眩_ニ。僧_ニ徒_ニ多_ニ發_ニ道_ニ心_ニ。不_レ倦_ニ修_ニ学_ニ。我_ニ守_ニ此_ニ人_ニ云_ニ々

の覺基僧都記なるものゝ一文は、三著共々多少の語句上の相違はあれ、その出所を一にしたものと思はれ、その真意は同一に告げられてゐる。秋夜物語第廿四段には、三井の衆徒が離山を前にして、新羅大神の御前に通夜するが、

その通夜の僧衆の夢想に、新羅大明神が衆徒を諭す詞に―衆徒ノ恨申ス処一往其謂在ニ似ト云トモ是ハ皆一愚ノ管見ナリ夫神明仏陀ノ利生方便ヲタル、日彼ヲ是トシテ福ヲアタフルモ真実ノ本意ニハアラス是ヲ非トシテ罰ヲ行モ慈悲ノ至ナリ只順逆ノ二縁ヲ以テツイニ無上并ニヲモムカシメンカ為ナリ我悦処ヲハシルヘカラス仏閣僧房ノ焼タルハ造営スルニ財施ノ利益在経論聖教ノヤケタルハ是ヲカクニ伝写ノ結縁アリ道為ノ報仏豈生滅ノ相ナカラシヤ只此悲ニ依テ桂海カ発心シテ若干ノ化導ヲ至サ^マンスル事ノウレシサニ歎喜ノ心ヲアラハシツルナリ山王モ是ヲ賀^{ヨロコハ}シメ給ハン為ニ来玉エリ石山ノ観音ノ童男ニ変化ノ得度真ニアリカタキ大悲カナト仰セラレテ明神帳ノ内エ入セ給フト覚エレハ通夜ノ大衆三十人一時皆夢覺テ同様ニソカタリケル―と語られてゐて、この覚基僧都記の伝へる要義と甚だ類似符号する。又古事談・園城寺伝記・四箇大寺古今伝記に較べ作語に於て、かなり物語的潤色化の相違はいふまでもないが、夢想に出現する神人は新羅大明神の眷属であり、これに問ふ者は衆徒である山門怨嗟の者である。たゞ異なるのは記録は保安二年の事件とし、一方が瞻西上人の伝説に仮託した点にすぎない。

この奇譚は古事談には、覚基僧都が保延（六年の焼失の時か或は保安の誤か）三井焼失の時礼部の許に参つて語申したとある。―覚基僧都はこの年（保安二年）五十六歳であり、後園城寺別当となり大僧都となつて永治二年二月七十七歳で示寂してゐる―が、かくこの奇譚を語つたといふ真偽はともかくとして、古事談成立の頃には、この園城寺覚基僧都記の如きものが存し、それが集録されたのであらうから、この夢想譚はかなり古くから一般に流布してゐたものとみてよい。従つて、この覚基僧都記なるものが如何なる経路を辿つて、この物語の中に採入れられたかは判からないが、こゝで、誰しも同じく想はれるのはこの夢想譚が、新羅大明神の託宣となり通夜の衆徒の心を支へて、発心修業へと導く精神的楔機たらしめてゐることである。而もそれはかなり細心に物語上に配置設定され、一説話の持つ本

意を生々しく換骨奪胎してよく物語の圧巻たらしめたことである。こゝにも前者同様の一説話の物語化を見ると共に作者の凡庸ならざる配慮のあとが窺はれるのである。

桂海・梅若の異形な情事に端を發し、遂に園城寺荒廢に帰する本篇の物語的構想は、終末の主題としての瞻西上人の發心と、衆徒の宗教上の再起を促す夢中の新羅大明神の託宣に、共々俗塵の境界を離れ、素朴ながらも精神的止揚をもつて、一片の作品は語り終るのであるが、作者の本来の意図は、中世的常套とはいへ、やはり那邊に存したわけである。その意味では新羅大明神の神託の要諦となった、その原拠たる覺基僧都の夢想譚の意義は、本篇に於て甚だ大であると云へる。宮地直一氏はその著「平安朝に於ける新羅大明神」に於て、この夢物語の旨意を次の如く明解に論斷されてゐる。即ち永保以後数次に亘る一山の災禍は、その責任の如何は姑く擱くとして、新しくその局に當り、親ら事後の悲惨を目撃した者は山門側に対する怨嗟と復讐心に燃ゆるのは言を俟たない。が而し靜かに思を致し深く慮を廻す時、一山守護の神々、中でも新羅明神の誓約が一朝に無効に歸した驚きは神意の虚しさを想ふのは自然の姿であるが、さり乍ら怨み如何をかこちても惨たる現状は眼前に展開し徒らに過去を追ふの由もない。此処に漸く諦念發して、宗教の本領に立還るのは当然の帰趨である。その結果は信仰の転回となり、より高次の生活を志して新生の煌きを見る。これが明神の化現たる耆老の口を藉りて發せられた言で、堂舎僧房にあらざり出離生死の志を守るにありとする信仰の領域である。と述べられ、更に―此の物語の構図に於て、地位の低い眷屬神の出現を先きに、本体たる明神の神言を後にして、開権顯実の道行を取つてゐるのは、頗る意の存するところとせらるゝので、之を一面より見る時は、かやうの一山生命に岐るゝ重大事故により、門徒の信仰も一段と向上するとともに、明神の御威光も一僧醇化されて、更に相互の關係を緊密にしたといふことが出来る。かやうにして明神の威光は堂塔伽藍より移つて法に輝

くことによつてその真相を發顯し、寺門の法脈はよく此の意義を体得することによつて、今後に遭逢する幾多の試練に堪へ、今日の隆運に導き得たのであらうと、此の一場の夢物語の持つ価値を論説せられてゐる。この点からみれば、秋夜長物語の主題は、桂海梅若の悲恋、山門三井の確執を物語的仮構として描きながら、一片の狂言綺語も又、出離発心への道程にと誘はんとする意図に存し、覺基僧都の夢想譚の持つ意義を充分に發輝し得た作品としてみるこゝとが出来る。而しながら、そこに描き出された世界は、余りにも狹隘な中世社寺の社会であり、美童花髪をめぐる変質的な情念であるがために、江戸の男色物語を経た我々に投げかける心象は、やはり一個の異常の物語として映ずるのは已むを得ないところと思ふ。而しながら齟つて応時の社寺生活を想ふ時、特異な衆道は暗く社寺の片隅に屢々存したことであらうが、それは世俗社会に映ずる異様な現象として擱へることは出来ないだらう。例へば、恵心僧都の著作と誤伝される「弘児聖教秘伝」が「全く隠蔽された僧侶の性生活の重要な文献^{註五}」であるといはれ、又、その異本が児灌頂私記、児灌頂次第、児灌頂式等と称せられ、天台の僧侶の異形な性生活を伝へるものであるかもしれぬが、それらが、「密教経軌の形式」を藉り、秘密灌頂の形をとつて相承せられるところに、仏教上の儀式化、神秘化の様相が認められ、俗世に於て思ふ異様感の如きものは、其処には存しなかつたのではないか。桂海梅若のそれも、云ふまでもなく、歪曲された情事の一端には違ひないが、一般世俗の者に映ずる心象と、社寺社会のそれとは、かなりの懸隔があつたのではなからうか。又かゝる児の存在は、単に下賤な衆道の対称者の如き者と異つて、この梅若の如く花蘭左大臣の子として、出目を誇り、寺門渴仰の寵童として、特殊な存在価値を背負されてゐる者である。異形な情念の対象としては、余りにも上臈である。それ故に、又物語たり得たのであらうが、児本来の姿は、この梅若の如き児童にこそ存したのでなからうか。ともあれそれは単なる一般の若い修学僧とは異なる存在であつたことであらう。そのやうな

一面から、この梅若を眺める時、自ら物語の与へる印象は、近世的な衆道の概念からは擱へ得ない別個な、寧ろ異質なものであつたに違いない。新羅大明神の神辞に、梅若を石山の観音童男度化の得度と云はしむるのも、それが中世的常套句といふだけでなく、読む者をして素直に感じとらしめるものが其処にあつたと思ふのである。秋夜長物語も、一つの児物語であることには異論はないが、たゞ単に異色の男色物語のカテゴリーを以つてのみ、之を看することは明らかに誤りがあるのではなからうか。作者の主題は、あくまで桂海の菩提発心譚である。それを實在の人物、雲居寺の瞻西上人の若き日の事實譚の如くに仮託して物語化したものである。それ故にか、以上縷述した如く、物語の背景となつた素材は、個々それ〴〵をみる時、時代・史実等に不明確・錯誤の点のあるのは云うまでもないが、何等かの形で依拠する原資料の如きものがまゝ散見し、作話の過程に於いて、それらが直接又は間接に投入されてゐる。その点では、以後の仮空な室町物語と異り、作者の構想の上にも、この事實譚の体裁が表面にあらはれ、その体裁のもとに教化的意図を明示したのであらう。従つて自ら作者の身分の如きものも、そこに窺はれるわけである。

一般に児物語と称せられるものの中には、松室仲算事・上野君消息・隆弁法印西上記・稚児草子等があり、是等はこの秋夜長物語の成立以前、鎌倉時代に遡るものと従来説かれてゐる。がその詳細に就いては未だ分明でない。その中で、天理図書館蔵「松室仲算事」(卷子本一軸。表紙無し。豎、一尺三分。長サ、八尺八寸八分。有界八寸八分)は、興福寺沙門仲算(本朝高僧伝)と児童との譚を伝奇的な形式で描き、素朴であるが一種の児物語的な萌芽をみる点で、秋夜長物語と共有する類型が存する。書写の年代も、室町時代の極初、或はやゝそれ以前と推定され、かふしたものの中には、稀な古写本と云へるのであらう。外題題簽等はなく、巻初一行に「松室仲算事奉琵琶於竹生嶋御宝前事也」と誌す。文体は変則的な漢文体で、間々返点を附し、送仮名を細字に施した、古格を保つ表記をとつてゐるなど、この

作品の成立は、鎌倉時代未或は南北朝の初頭であらうか。又その内容も、簡素にして、物語形式は未だ具備するには至らない。この譚は師練の元亨釈書にも記載するが、更に簡勁に、その骨髄を要記するのみで、特に仲算と童児との情感は不分明である。が、まづ元亨釈書卷廿九のそれは甚だ短いので次にを引用すると、

南京仲算法師。有童児。初在睿山楞嚴院。後事于算。童常轉法華。算曰。少年之業。習學惟競。諷經誦咒未晚耳。童自此逢算。願。乃為習學。若佗時。則動讀法華。一日失童。算驚尋遂不得。童潛入山誦經。不食月余。已而得羽服。成神仙。後數月。僕薪于山中。遙聞誦經音。漸近則童兒也。童語僕曰。汝還房告師。冀得覲晤。僕告算。算跣足登山。與兒逢。兒曰。我已得仙。與塵世隔。今偶相見。可謂良緣。款語者久矣。兒將去。告曰。每歲三月十八日。近州竹生嶋有神仙之會。我亦預耳。

とあり、話柄は天理図書館蔵本と殆んど同じである。が、天理蔵本は同一説話でありながら、僅かながら物語化の方向を辿り、歩一歩、児物語へと近づいてゐる。先づ冒頭は

自叡山一人小童出来事候。容顔端正。春花讓。形心操尋常。秋月恥。粧利根聰敏。一聞再無問。情性落居。隨師範命。而間仲算大德自愛給事無限。

と、童児の容顔性情を描写し、仲算大徳の寵童と明記してゐる。そして此児は由々敷法器の躰であるが、四分三法の法門を学ばず、只一乗妙法蓮華經をのみ誦し、常に澄心物思姿であつた。たゞ兩三年の間寢寐に之を誦するのだった。たましく、八月十五夜、雲無く晴れ秋風身にしみ、万事物哀れに思はれるに、心を澄し、終夜誦經するのであつたが、東出西傾視月、倍生死無常之哀恨。春過秋蘭冷風身扇付悟。有為轉變之必然。臨曉天竊出禪房去。るのであつた。翌朝児無きを恠み。一房雖求驚。不知往方。然間一寺一門此事聞付。東西南北馳走山々寺々尋求山川藪沢無不。至之隅。聚落田里無不見之處。暁袖滴山路露打副夕。袂色野原藜不乾尋求。無値事之間。仲算大徳心勞。閉籠持佛堂。都忘寢食。数珠ヲスリ涙流。大明神に今一度吾児に会はしめ給へと祈精するのであつたが、感応空しく数月を経た。思ひ

余つて、春日の社壇に参詣する途路、一人の老翁に会うた。老翁は松室大徳に膝を屈して申すには、吾は南山の田夫樵蘇野人あるが、宿善幸ひあつて、草堂を結櫟した、是非禅下の御臨行を蒙て供養の蓄念を果したいと懇重に請ふた。大徳はその請に応じ、吉野の山里に赴き、件法会の約を果した。その折、仲算は彼処の寂寞とした有様を見て、もしやと行方の知れぬ児童を語り、恋慕之涙追^テ時無^ク乾^クト。悲歎之思随^テ日増^ス色^ヲの心情を述べるのだった。その時、老翁の答へることは、去年の冬の比、木を伐らんと谷に入るに、何方ともなく声音幽に聞えるまゝに、声を追ふて行く程、巖の上に条々と滋つた一本の松があり、その許に児独りが安座して読経してゐた。驚き恠してみて、暫く眺てゐるに、何処となく消失せるのだった、と。仲算大徳は之を聞き、悲歎嗚咽して、是非共に、我と相具して、彼の処に案内下されば、生々世々の御恩と思ふと願ふのに、此老翁も心ひかれて、次日早旦に出立した。万丈の高巖を登り、苔を踏み、千刃の壁潭降り、又峯に至り、谷々を渡ること三日三夜といふに、その孤松の許に到達した。定めて神靈の感応ならんと、仲算巖下に膝を屈し苔の筵に涙を流て―吾昔学窓朽^レ臂螢雪之勤苦聖教曝^レ眼繩錘誠甚^シ三性窓前久翫依他如幻之月五重門中淨磨^ニ遣相証性之鏡^ヲ深解^テ二明之祕奥^ヲ遙望^ニ六宗之高位^ヲ於今者四十余年習学之功名利無^レ所^レ期仰願七堂三宝四所権現必垂知見証明^五我心^ヲ設委^{シテ}身命於此砌^一永為^レ守^レ骸之鬼神^ト若此度不^レ遇我兒^ニ不^レ還本寺大迦藍^ニ大乘小乘之習学一句一偈之薰修併廻向我兒^ニ大明神三宝速^ニ時一刻之間必聞^レ音見^レ形涕叫^テ一數珠をサラく^トと揉んで祈精するの時、かすかに翠の虚空に経を誦するの音が聞へた。仲算弥々至心を凝して、大音声に、焉に見え焉に顕れよと叫ぶの時、巖上の接鸞の松、鬱々たる枝の中に童の形が顕れた。――鬚髯^{タルコトハ}如^シ隔^{タルカ}ニ日月薄雲^ヲ飄飄^{タルコトハ}如^シ翻^ル梅花施風^ニ也殊勝妙顔夫人花姿不^レ肖^{モノナラ}花容妙艶^ハ三界無比夫人雪膚不^レ宜^ラの容姿である。此児も又泣々、伽陵頻の音して―師資伝燈之芳契非^ハ一世二世事^ニ一字千金之広恩難^シ忘生々世々^ニ吾昔宿縁有^レ契恭入禅室^ニ宿善所^レ催幸聞妙

法^ヲ一心中常思^ニ三界夢中之栖也五欲迷前之樂也百年易^レ過譬如秋電^ノ二万事無常也何異^{ナラン}春夢^ニ（中略）紅榮黃落^ノ幻間之盛衰
草露朝葉夢中之生滅也觀^{トシテ}吾不志習学^ヲ不共遊宴^ニ值^ニ優曇^ノ仏教^ニ得度思^テ在此^ト行住坐臥歎送日月^ヲ之間千部積^レ功羽化既
生^ル一と語り、佛法の恩は深く師の訓徳又厚からんもすでに仙界に入りて人間と境を隔つてしまつたが、願はくは師
の御教の経にいさゝか不審の存すところあるに再び御訓を蒙りたいと語るのであった。そして師仲算の屈請のまゝに
仙童は松上に誦経し、陁羅尼品の疑問を質して去らんとするの時、仙童の云には、思懸ざる事ではあるがお頼み申し
たい事がある。それは毎年暮春月の十八日、五百の仙人が竹生嶋に群集し三ケ日夜歆歌宴会の事がある、それに
ついては禅下の琵琶をお恵み願ひたいと。これに対し仲算は獻じ送らんには如何がすべきと問ふと、期日三月十五日
夜禅房に詣じて賜るつもりである。件日は雑人雑穢を掃ひ、香爐を像前に高置して、深更をお待ち下さい、といふ
や喬松と共に忽に煙霞と化して散し失せた。仲算大徳は一別^レ涙眼^ニ溺恋^マ暮^ニ之思^ニ心^ニ焦^レ還空^モ不覺^レ老翁^ニ牽^レ手^ニ歸^レ本^ニ處^ニ一^ニ畢^一の
だった。仲算は期日の至るを待ち、約束の如く禅房を掃洗して、夜深更に及ぶに、天曉々として行雲なく、風は慧々
として音もなく、香煙空に昇て遂に青天に通ずるの時、一紫蓋松^ニ繫^テ爛^々遍^ニ布^フ松室者此房^一である。仲算出で、琵琶
を松上に出して相待つ其時、異香ほのほかに薰じ、瑞雲あまた松に下りて琵琶を巻取りて、虚空を指して消失せた。
仲算之を追ひ竹生嶋に参り、当日（十八日）の夜深更に及び一^ニ獨^ニ掉^一一^ニ葉^ニ船^ニ浮^ニ波^上湖^上茫^々白浪^{翻^ル}風^{有^ニ}様^孤嶋^歴
々^{トシテ}翠嶺^{サシハサム}雲都良香^カ三千世界眼前^ト尽^テ詠^実哉^覚万事物^哀心^澄仰^テ天^待入^ルる^處に、瑞雲色々に青天に聳え星馳り、
笙歌声々に聞える中に、一^ニ仲算^ニ聞^テ琵琶^ノ聲^ヲ發^シ哀^惜之^念流^ス恋^慕之^淚時^雲晴^音止^テ例^ノの^{琵琶}は再び仲算が船底に投げ入
れられた。仲算泣々、重ねて此琵琶納受あれと、再三投擧げるのであったが、遂に仙童之を取らず。然間、この琵琶
を竹生嶋大明神の御宝前に奉り、仲算は本寺に還るのであった。

松室仲算の説話はこれで終る。仲算は本朝高僧伝等にみえるが、右記の元亨釈書の外、この説話の載するを識らぬ。元亨釈書もこの「松室仲算事」も、嘗っては、同じ伝説から派生し、片方は記録的に、一方はやゝ物語化して現在の如くに存するのであらうが、前者との相違は、後者の叙事叙景に潤色のあと著るしく且つ描写は詳細にわたると云ふだけでなく、前者、竹生嶋に琵琶奉納の由来譚を主題とするに對し、後者は仲算大徳の児への思慕の情が、やゝもすれば、琵琶奉納の由来譚を圧倒する。文中、仲算の児を思ふ情を屢々原文を以つて引用したが、之をみても、すでに児物語への胎動の様子が、本書の中に窺はれるわけである。同様に又この児の容姿性情の描写は、後の児物類一般にみられる類型にと近づいてゐる。

秋夜長物語に先行する一種の児物語として、本書の梗概を長々と掲したのは、外でもない。数少い先行児物語の一つとして、歴史上の著名な実在人物である沙門仲算の如き高僧の、一児童に對する愛執が、かなり高度な表現様式をもつて、かく描かれ、それが又一方では、元亨釈書の如き記録の中にも収められるには、児物語と一般に称せられる近世的概念とは、そこに異つた意味が存したことであり、その意味では、本書が児物語の先蹤をゆくものであれば、児物語の原初的な形態をとゞめるものとして、以後の児物語生成に与へる影響を、この中に或ひは見出し得るものと考え、参考までにこゝに記述したわけである。その個々の類似については、それなりの交渉関係を見出し得るものであらうが、それは、この場合、さしたる意味を持たない。寧ろ秋夜長物語の如きものゝ前に、先行したこの一つの形式が、物語的生長をともなつた時、児物語の類型が、胎生すべき素因を内包してゐることであり、それは又異常な衆道の物語への展開の過程を指し示すものであつたといふことである。「松室仲算事」も竹生嶋御宝前奉納琵琶の奇譚が、古事談の記録するが如く元來の主題であつたと同じ様に、「秋夜長物語」も、そのもとくは瞻西上人発心譚が、その

核心であつたらう。が前者に於ても既に、その趣旨を奪ふ内容の興味が存し、それが又、児物語展開の素朴な萌芽でもあつたごとく、「秋夜長物語」に至ると、物語上の課題は、更に異形な桂海・梅若との童児花髪の愛憐にと移ろつてゐつたのである。その点では、両者の間に児物語発生とその生成の一経路を、僅かながらも推知しうるものが其処に存する。

註一、中右記、嘉承二年七月十八日の条に「夜半許召法印、賢暹令受菩薩大戒御」とあるにより、ケンセンの訛と指摘された。

註二、続詞花集釈教部

註三、千載集秋下

註四、「児物語の研究」 中世国文学研究所収

註五、今東光氏「稚児」

作者並びに成立に就いて

片々たる物語の作者の推論は元来無意味な結果しか招かないものかもしれない。この物語のそれも同様な難をまぬかれない小品である。但し、この物語の場合、その成立がすくなくとも永和三年を遡るといふ、かゝる群小物語の中では比類ないものであり、且つ又前述せる如く室町江戸と永く世の上下の賞翫を奇妙にちり得て来た物語であつたが故か、江戸中期頃にはすでに作者玄恵法印説が事実当然の如くに呈示されてゐる。

即ち正徳六年刊新井弥兵衛版跋文には、―此物語はもと玄恵法印の述作にて一部全躰は神祇釈教恋無常哀傷の極致是瞻西上人の一生の徳を感じ彼法印の骨髓をあらはせし甚深の物と也云々―中略―書林子に拔を許ふ固辞するに不許よつて右の意趣をあらはにす爾云、―と応々翁方山は誌してゐる。応々翁方山は江戸中期俳人、峯山芳山とも称し、

招鳩軒、応々翁などと号して、「枕屏風」「曉山集」「北之箱」などを編した滝方山（主水）——慶安四年生享保十五年没——の事と思はれる。

この跋文によれば、滝方山は作者玄恵説をあたかも周知の事実として記してゐるが、この旧説の依拠する由縁に就いては、何も述べてゐないし、又、論拠を遡及する手懸を得ない。以後、玄恵法印作者説は太田南敏、山東京伝、柳亭種彦等にその儘継承されたが、その由来を語るものはなかつた。

南畝はその書写本奥書——続史籍集覽児物語部類所収——に、右秋夜長物語一卷独清軒玄恵所著也得萩原宗因翁所蔵板本而写之／安永己亥孟夏十一日 南畝主人誌、とこの物語作者を玄恵と決めてゐて、何等疑かつてはゐない。又京伝はその雑録「骨董集」桃燈の項に於て此物語の一章——ぎよなふのちやうちんに螢を入れて——をあげ、例の挑燈考証中の一文には——此物語は玄恵法印の作といへば其来ること久しといふべし云々——中略——同玄恵の作の庭訓往来に挑燈の名見えざればしかおもへり——とのみ述べるのみにて之又旧説に異論をたてるといふのでもない。

種彦はさすが此の物語に初めての書誌的考察を加へて、本物語研究史上に一步の進展をしるしたものと云へる。その「好色本目録」には

「群書類従」三百十一に載せて、誰々も知る書なれば委しうはいはず、是男色本の初めなるべし、「庭訓往来」と同作といひ伝ふ、其是非は知らず、古書なることは論なし、さて此書四版あり。

活版本 時代不知、元和の頃歟。

古印本 寛永十九年。

繪入本 年号不載、画風を以て考ふるに万治、寛文の頃なるべし。

繪入新板 正徳六年

「類従」に入れられしは、此寛永本にて正しからざる本なり、穢土をさいど、誤るの類最多し、はじめの三本はさまで異同なし、正徳本は大に異るところあり、其奥書は「古来の板行ところぐちがいある故に本書のうつしを以て改めはべる」云々とあり、実に古写本を得て刊行なし、ならんと思はるゝことあり、予も天正前の古写本を蔵す、此写本と正徳本にのみとうろうとあり、はじめ三本はてうちんとあり、後人の書改めしなるべし。

と記し、作者に就いては種彦も依然旧説玄恵説を掲げてはゐるが、其の是非を知らずと、旧説の根拠不明を疑問視する態度が僅かに窺はれる。

又田口明良「典籍奏鏡」は先の解題中に既述したが、正徳版跋文を再録したものにすぎず、これといった作者論が存したのではない。黒川春村の古物語類字抄も、その成立を応永の比かと暗示するにとゞまって、作者に就いては触れるところがない。

その意味では、岡本保孝氏の「秋夜長物語釈文」は、当物語に対する本格的な考証研究の端初と云へる。而しながら作者に就いては、旧説を認めず―扱此物語作者たれとしられず男の手になれるなるへし歌も十分ならずなみだが、るゝほどの哀もなし学問になることもみえず―中略―律師発心しけるを作り物語に書いたる也―とのみ記して、之も又その的証を示すものではなかつた。だが、たゞ玄恵作とする旧説を否認して、替へるに作者を拈く単に男性説を提案したのは、此の伝説的な作者論に対する新らたな提案であつたと思はれる。それは保孝以後の諸家の論の殆んどが、玄恵作者説否定にむかひ、その上に立脚して推論をたてるか或は全く作者未詳とするかであつて、いづれも保孝の説を出るものではない。

金子元臣、花岡安見両氏の歌文書綱要（明治卅六年）では―桂海の蟄居する顛末を書けり。之は事実を根拠とせられたるものなるべく、無論其頃の叡山の僧侶の手になれるならん―と叡山僧侶作者説を提出してゐる。而しながら

物語を事実譚の如くみて、且つ著作年代をその頃——膽西時代の意か——と断じてゐるのは、いさゝか当を失した論断である。

藤田作太郎氏「鎌倉室町時代文学史」の該当項目に於ても作者に就いては全く無視され、以後多くの文学史中にも之につき触れることは尠い。旧説新説いづれにせよ、論拠不確実な作者論は当然の事ながら避けられて来たのであらう。而しながら、僅かではあるが作者に就いて論じられたその代表的な二三の説を掲げることにする。

先づ後藤丹治氏はその著「児物語の研究」(仏教文化大講座所収昭和八・十三)に於て、本物語の詳細な研究を發表なされた。この劃期的な調査によつて、当物語研究の大半は考察し尽されたとも云へるものであった。その中で作者に就いては——作者は全然不明であるが……中略……たゞ岡本保考がこれを男性の筆であらうと看做したのは、的証は無いが、多分さうであらうと思ふ——とのみ説かれて、これ以上論述されてはおられない。が、氏はこの作者論とは別に先行文学との関係の項に於て、本書と太平記との構想詞章の相關類似を詳密に对照され、その影響の明らかなるを指摘なされた。

この論証を受けられたのであらうか、野村八郎氏はその著「室町時代小説論」(昭和十三・五)の中で

是に於て作者並に著作年代の問題に触れないわけには行かぬ。一体、作者を玄恵とする旧説が行はれてゐる。太平記に玄恵の筆に成る部分があると想はれ、此の物語のスタイルが太平記に似てゐる所もあるけれども、それだけで玄恵を作者と定める事は出来ぬ。又室町文学史に、看聞日記の永享十一年十二月十一日の条に、此の物語の事が見えると引いてあるから、永享十一年以前に來上つてゐたことだけは明白である。それで臆測すると或文章の長けた僧侶若しくは遁世者が、応永頃執筆した物であらうか

と述べられている。氏はここで、春村氏の著作時期推定を考慮に入れ、前述の僧侶説を再び踏襲されてゐる。看聞

日記永享十一年十一月十一日の記というのは「晴。秋夜長物語絵二巻。自内裏被下。一覽。」の条を指すものである。それはさておき、こゝで留意されるのは、(イ)太平記と本物語との類似、(ロ)太平記と玄恵との関係、(ハ)更に本書と玄恵との関聯に言及されてゐることである。勿論氏は前述の如く、そのいずれに就いても、否定的態度を示されてゐるのであるが、果して(イ)(ロ)に関しては、それが妥当的結論と断じ得られやうか。特に(イ)に就いては氏の考察には肯首し難いものがあると思はれる。

さてこゝで本書の作者論は暫くおき、先づ(イ)の事柄に就いて、略述しておきたい。此の両書の比較対照は、前記の後藤丹治氏の著作に於て太平記流布本と本書文祿五年写本との影響関係が詳述されてゐるが、更に近年、秋夜長物語の最古鈔本である永和三年本の出現により、高乗勲氏はその翻印並びに解題(国語国文第二十四卷第十号)を発表され、その解説中に、再び本書永和三年本と太平記神田本との文辞上の相似を提示された。従つて、いま更に両論証に追加すべき何物もないが、之等を基として、本書永和本と太平記西源院本を対照し、先づ文辞の相互関係を明らかにしておきたい。まゝ(幸)とあるは、「室町中期」写幸節静彦氏蔵絵巻のことである。猶、その他、一・二ヶ所、他本を以つて補つたところもある。

太平記(西源院本)

(イ)夫諸仏菩薩ノ利生方便ヲ垂ル、日、折伏接受ノ二門有リ、
其接受ト云ハ柔和忍辱ノ貌ト成テ、慈悲ヲ先トシ、折伏ト
云ハ大勢忿怒ノ相ヲ現シ、刑罪ヲ旨トス(卷十二公家一統政道事)
(ロ)サシモ、ヤ事ナキ一山之貫長之位ヲ捨テ、未習ハセ給ハヌ
万里漂泊之旅ヒニ浮レサセ給ヘハ、医王山王之結縁モ、是ヤ

秋夜長物語(永和三年本)

茲ニ諸仏薩埵ノ順逆ノ化導ヲタル、日罪アルヲハ邪ヨリ正ニ
入レ……中略……或時ハ忍辱ノ衣ノ袖ニ撰衆ノ慈悲ヲツ、ミ
或時摧伏ノツルキノヤイハニ猛氣ノ勇鋭ヲ振フ
陰家ヲモムスハ、ヤト思トモ人コトニ旧縁ノツナク処ハ離カ
タキ習ナレハ医王山王ノ結縁モ捨カタク同明同宿ノ別モサス

限ト名残惜ク(卷二尹大納言師賢卿替主上山門登山事付坂本合戰事)

(イ) A 此絵ヲ暫ク召置レテ、見ニナクサムカタモヤト、マキ返シノ御覽セラルレ共、御心更ニナクサマス、昔漢李夫人、含泉殿ノ病ノ床ニ臥テ、ハカナク成タリシヲ、漢武帝悲ニ堪カネテ、返魂香ヲタキ給シニ、烟ノ中ニ李夫人ノヲモカケ幽ニ見ヘタリシヲ、ニセヤカニカ、セテ御覽セラレシカ共、不レ言不レ笑、愁殺セシム人ヲ、武帝ノ歎キ給ケムモ、ケニ理カナト思ヒシラセ給フ、我ナカラハカナク心迷ヤ(卷十八一宮御息所)

(イ) B 我思ハ遣方モ無レハ、紫ノ扇ニ立帰テ、奉リ向ヒ本尊ニタレ共、観念之床之上ニハ忘想之面影耳立添ヒ、称名之声ノ中ニハ堪兼タル大息ノミノ突レケル、サテモヤ若慰ムト、暮山之雲ヲ望メハ最ト心モ浮迷ヒ、閑窓之月ニ嘯ケハ忘レ又思猶深シ(第三十七卷志賀寺上人事)

(ニ) 齡已ニ二八ニ成シカハ、巫山ノ神女、雲ト成ニシ夢ノ化ヲモカケヲ留メ、玉妃ノ太真浴ヲ出シ春ノ媚ヲ残セリ(卷十五賀茂神主改補事)

(三) 時シモアレ、村時雨ノスキ行ホト、木ノ下露ニ立ヌレテ、イト、御袖モシホレヌルニ、日モハヤ暮ヌト申シ声御車轟テ、一条ヲ過サセ給フニ、誰栖宿トハ知ス、墻ニ苔生、瓦ニ松老テ、年久ク棲荒シタル宿ノ物サヒシケナル内ニ、撓音

カニ余波ナ惜ケレハ

夢ニミエツル児ノ面影時ノ程モ身ヲハナレスソウモ実ノウツ、ナラネハセン方ナキ思ニタエカネテサテモヤ若ナクサムト一炉ノ香ヲ焼テ仏前ニ向エハ漢ノ季夫人ノ反魂香ノ煙ニ身ヲコカシ玉ヒシ武帝ノ御思モ身ニシラレ空山ノ花ヲナカメテ雲底ニヨレハ巫山ノ神女雲トナリ雨トナリシ夢ノ後ノ面影便モシラスナケキ玉ヒケン襄王ノ御涙モヨソナラス

巫山ノ神女雲トナリ雨トナリシ夢ノ後ノ面影便モシラスナケキ玉ヒケン襄王ノ御涙モヨソナラス

三井寺ノ前ヲスキケルニフルトモシラヌ春雨ノカホニホロホロト懸ケレハ暫アマヤトリセント思テ金堂ノ方エクタリ行処ニ聖護院ノ御房ノ庭ニ老木ノ花ノ色コトナル梢恒ニ余テ雲ヲ凝セリ遙見人家花アレハ則入ト云詩ノ心ニヒカレテ門ノ側ニ

ケタカク、青海波ヲ引音シケリ、アヤシヤ誰ナラムト過カ
テニ、御車ヲ留テ遙ニ見入サセ給ヒタレハ、ミル人有共知
ラテ、在明ノ月ノ時雨ノ雲間ヨリ、ホノノト差出タルニ、
御廉ヲ高ク卷アケテ、年ノ程十七八ハカリナル女房ノ云ウ
ハカリナクアキヤカナルカ、秋ノ別ヲ悲テ、琵琶ヲ弾スル
ニテソ有ケル、(折脱)節碎ニ珊瑚^ニ一両曲、氷落ニ玉盤^ニ千万声、カキ雑
錯タル其声ハ、庭ノ落葉ニマカイツ、ヨソニハフラヌ急
雨ニ、袖シホルハカリソ聞ヘケル(卷十八一宮御息所事)

カホ打傾ケタレハ、コホレカ、リタル髪ノハツレヨリ、ニ
ホヤカニホノカナルカホハセ、露ヲ含メル花ノ明ホノ、風
ニ順ヘル柳ノ夕部気色、絵ニ書トモ筆モ難^レ及、語ル共言
ハ可^レ無(卷十八同前)

(ハ)ヲキモセスネモセヌサマニシホレフシ(同前)

(ト)宮モハヤ御憚ナクテ、御文ノアリシニ、何ヨリモ黒ミテ
シラセハヤ塩焼浦ノ煙タニ思ハヌ風ニナヒク習ヲ

女モ今ハアマリニツレナカリシ事、我ニモツラキ我心カナ
ト思ヒ返ス程ナレハ、サシモ言ノハヲホカラス(同前)

(イ)イツソヤ賀茂ノ御カヘサノ、ホノカナリシヨヒノマノ月、
又モ御覽セマホシク思召ル、ニヤ(同前)

(リ)兼好ト云ケル能書之遁世者ヲ喚寄テ、紅葉重之薄様ノ、取

立寄タレハ齡二八計ノ児ノ水魚紗ノ水干ニ薄紅ノ柏カサネテ
腰^{マツ}團ホソヤカニケマハシフカクミヤヒカナルカミル人アリト
モシラサリケルニヤ御廉ノ内ヨリ庭ニ立出テ雪ヲモケニサキ
タル下技ノ花ヲ一態手ニ折テ

フル雨ニヌルトモヲラン山桜雲ノカヘシノ風モコソ吹

ウチスサミテ花ノシツクニヌレタル躰是モ花カトマヨワレテ
サソフ風モヤアラントシツ心ナケレハ思ハカリノ袖モカナ雲
ニモ霞ニモカスヘキ心地ナンシケレハ心ナキ風ノ扉ヲキリキ
リト吹鳴シタルニミル人アリヤトアヤシケニ見遣テ花ヲ手ニ
モチナカラカ、リノ本ヲ□メクリテシツカニアヨムニ梅松態
ノ如ニイフノトカ、リタル髪ノスソ柳ノ糸ニ打縛^{アトハ}レテ引留
タルヲホレノトミカヘリタル目ツキカホハセイフ計ナキ様
律師ハ夢トウツトノ面影ヲキモセスネモセテ夜ヲアカシ日
ヲクラシケルカ

思心ヲツクス程ノコトノ葉イカニクロミツクストモツキシカ
タケレハ中ノ歌計ニテ

シラセハヤホノミシ花ノ面影ニ立ソウ雲ノ迷フ心ヲ

是御覽候ヘイツソヤ雨ノタエマノ花ノ木陰ニ立ヌレテ御渡候
ケルヲアルスキ人ホノカニ見奉テ人シレス思ソメ候ケル
桂寿懷ヨリ色殊コカシタル文ノ触袖サエクユル計ニ芍^マタル

ル手モクユル計ナルニ、引返々々クロミ過シテソ遣シケル
(卷二十一塩谷判官讒死事)

(又)女イカ、思ケン歌ヲツクくト見テ、カヲ打アカメ懷ニ入
テ立ケルヲ (卷二十一同前)

(以)主ノヲト、コユルキノイソキアリテ、瓦氣モテ参タレハ
(卷十八一宮御息所事)

(ヲ)為冬朝臣ハカリ御共ニテ、ヒソカニ彼亭ヘヲハヒヌ、歌ノ
事ハ今夜サマテノ御本意ナラネハ、披講計ニテ褒貶ハナシ
……詠曲絃歌ノタへくニ、御盃給ハセ給タルニ主モイ
タク酔臥ス (同前)

(ウ)燈ノ幽ナルニ、花紅葉散乱レタル屏風引廻テ、ヲキモセス
ネモセヌサマニシホレフシ、只今人々ノ読タリツル歌ノ探
冊取出テ、カホ打傾ケタレハ、コホレカ、リタル髪ノハツ
レヨリ、ニホヤカニホノカナルカホハセ、露ヲ含メル花ノ
明ホノ、風ニ順ヘル柳ノ夕部気色、絵ニ書トモ筆モ難^レ及、
語ル共言ハ可^レ無、ヨソナカラ上^ホノカニ見テシ形ノ、世ニ
類モヤ有ラムト、怪ムマテニ思ヒシハ、猶、数ナラサリ

ヲ取出シテ、

懷ロヨリ、色殊ニコカレタル、色々重ネタル、薄ヤウノ、フ
ル、手マテモ、クユルハカリニ、匂イタル、文ヲ取出シテ
(天文九年写本)

童子、懷ヨリ色殊ニ、コカレタル紅葉重ノ薄様ノ触タル手サ
ヘクユル計ニ、匂ヒタル文ヲ取出シテ (片仮名古活字版)

若公カホウチアカメテ文ノヒホヲトカントシ玉フニ……

其坊ノアルシネンコロナルサマニ

こ	ゆる	ゆ	の	い	そ	幸
---	----	---	---	---	---	---

キアリテ

常ハ児トモアマタ出シツ、

管絃^{をし(幸)}ノシ褒貶ノ歌合ナントシテ日ヲスコシケリ……門主
モ痛ク酔ハセ玉テ候ヘハ

例ノ童魚腦ノ燈炉ニホタルトモシテ持タリ其影青瑩トシテ朦
朧^(幸)タルニ若公金紗ノ水干ニナヨヒカニ打シホレタル躰ニテ見
人モヤトカ、リノシタニ立ヤスライタレハ乱テ懸ル青柳ノキ
ト、云計ナクミエタルニ律師イツシカハヤホレくト成テア
ルモアラレヌ様ナリ童先内エ入テ螢ヲ軒ノ簾台ノ端ニカケ書
院ノ戸ヲホトくト扣キ是ニ御渡候ヤラント案内スレハ律師
答ヘキ様ヲシラテチト側ニ身ヲソハムル様^キ計ニアル由ヲシ

ケリト御覽シ居タルニ、御心モハヤホレ／＼ト成テ、知ス我魂モ其袖ノ中ニヤ入ヌラムト、アル身共ナク覺サセ給フ、時節アタリニ人モナク、燈サへ幽ナレハ、妻戸ヲ少シヲシアケテ、内へ入ラセ給タルニ、女驚カホニモ非ス、ノトヤカニモテナシテ、ヤヲラキヌ引カツキテ臥タルケハヒ、云知スナヨ、カニミヤヒヤカ也、宮モソハニヨリフサセ給テ、有シナカラノ心ツクシ、哀レナルマテニ聞レト、女ハイラへモセス、タ、思ヒシホレタル氣色誠ニ匂深シテ、(中略)猶ツレナキ色ノミナレハ、ハヤ八声ノ鳥モ告ワタリテ、マタ打トケヌ下紐ノ、関キトメカタキ御涙ニ、浮人ノ袖ヲサへ、ヌラシツルカナト打ワヒテ、立帰ラセ給ヌ(卷十八同前)其後ヨリハ、カナタコナタニムスホヲレ、心ノ下ヒモ打トケテ小夜ノ枕ヲ川嶋ノ水ノ心モ浅カラヌ御契也(卷十八同前)

(カ)古へノ春待遠ニアリシ若木之花ヨリモ、猶色深ク匂有テ、有明之月之隈ナク指入タルニ、南向之簾ヲ高クカ、ケサセテ、琵琶ヲカキナラシ給へハ、ハラ／＼トコホレ懸リタル鬢ノハツレヨリ、ホノカニ見へタル眉ノ匂ヒ、芙蓉ノ碎リ、丹花之唇、何ナル笙ノ岩屋ノ聖也共、心迷ハテハアラシト、

(卷二十一塩谷判官讒死事)

(三)此宮自レ元竜楼風闕之内ニ長成セ給ヒテ、華軒香車之外ヲ出サセ給ハヌ御事ナレハ、御歩行之長途ハ定テ叶ハセ給ハ

ラセタリ童庭ニ還テ早ト申セハ若公前ニ立テ嬬戸ヨリ内エ入ヌサシモ間遠ナリシ所ノ袖ノウツリ香モ身ニ触計ヨリソイテ打傾タレハ嬬娟タル秋ノ蟬ノ初モト云宛転タル蛾眉ノ黛ノニホイ花ニモネタマレ月ニモソネマレヌヘキ百ノカホハセク／＼ノ媚絵ニカクトモ筆モ及カタク語ニ云トモコトノ葉ナカルヘシ涙ト共ニムスホ、レシ心ノ糸モ打解テコヤノ枕川嶋ノ流モアサカラヌ行未マテノムツコトモマタツキナクニ閨寒ク紫蘭ノ夢サメヤスク漏断テ紅淚留カタケレハ篠ノ小竹ノ一臥ニアケヌトツクル鳥ノネモ恨メシクヲノカ衣／＼ヒヤ、カニ成テ立別レナントスルニ

明方ノ月窓ノ西ヨリクマナク指入タレハネミタレ鬢ノハラハラト懸リタルハツレヨリ眉ノ匂ホケヤカニホノカナルカホハセノ思ハ色フカクミエタル様別テ後ノ面影モ又逢マテヲ待程ノ命アルヘシトモ覺ス

若公ハ元来三台九棘ノ家ニウマレテ香車室馬ノ駕ナラテハカリソメニモ未泥土ヲフミ玉ワネハ足タユミ心ツカレハテ、更

シト、御共之人トモ兼テハ心苦敷思ヒケルニ(卷五大塔宮十津川御入事)

ニ歩ミカネ玉ヘリ御手ヲ引ケル童サエクタヒレハテケレハ

(タ)サレハ天曆年中ヨリ、去ル文保元年ニ至マテ、此戒壇故ニ

戒壇ノ事ニ依園城寺エ発向スル事以前既六ケ度也

園城寺ヲ焼ル、事已ニ七度也(卷十五三井寺戒壇事)

(リ)A唐崎浜ト申ハ、東ハ湖ニテ波地也、西深ケ田ニ汗馬之足

先近国ノ勢馳集テ山上坂本ニ充滿セリ十月十五日ノ中ノ申ノ

モ不レ立、平沙渺々トシテ道セハケレハ(卷二尹大納言師賢卿替主)

日ニテ是ニマサル吉日アルヘカラストテ十万余騎ノ勢ヲ七手

上山門登山事付坂本合戰事

(レ)B三月十一日四十九院ヲ立テ、二万余騎先伊木洲三ッ大寺

駒ニ鞭打衆徒モアリ或漫々タル煙波湖水ノアサナキニ船ニ竿

ニシテ手ヲ分ツ、或漫々タル湖上ニ、山田矢馬瀬ヲ渡シテ、

サス大衆モアリ

舟ニ棹サス人モアリ、或ハ渺々タル沙頭ニ、堅田高嶋ノ道

ヲ經テ、駒ニ鞭打勢モアリ(卷三十一、荒坂山合戰事并土岐惠五郎討)

死事同細川人々被夜打事

(但しこの箇所は平家物語卷二座主流に「或は滋賀辛崎の浜路に歩み続ける大衆もあり或は山田矢馳の湖上に舟に棹さす衆徒ともあり」とあり、必ずしも太平記卷三十一に依拠するとは限らぬ。)

(ソ)ヨシヤ生テウキ目ヲミムヨリハ、イカナル淵瀬ニモ身ヲ沈

ヨシヤ中ノ取留ル人モナクハ心ノ慎ニイカナル淵河ニモ身

ハヤトコソ思召ツレトモ……千尋ノ底ノモクツト成テ、

ヲ沈メント思合シテ泣々消息書テ

深キ罪ニ沈ナム後ノ世ヲタニ、誰カハ知テ訪ハント思召ニ

涙サヘ尽テ(卷十八一宮御息所事)

如上の文辞上の交渉から当然両書に於ける相互関係の密接なることは推論されるが、その表現上の顕著な類似のみならず構想・趣向の面からも、太平記からの模倣或ひは影響とみられるものが存する。

(1) 桂海が梅若をかいまみる至るの条

尊良親王が今出河公頭女を御覧ずる段―(ハ)(ホ)

桂海が媒の童の手引にて梅若に消息するの段

(2) 尊良親王が二条為冬の計らひにて姫君に御文を送るまでの段。或は高師直が女房待従を介して高貞妻に懸想文を託すの段―(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)

桂海梅若の逢瀬の段

(3) 尊良親王公頭姫君の住む西の台に入せらるゝの段―(ル)(ヲ)(ウ)(カ)

等には、文辞・構想共に甚だ近似する。前記した文辞の類似の多くが、卷十八一宮御息所事、並びに卷二十一塩谷判官讒死事の両巻各条に存したが、この構想上の類似も又、両巻に該当してゐるのは見逃せない。

先づ(1)桂海が出離遁世を願ひ石山観音に参籠し、満願の夜美童を夢みる。その直後、三井寺の前にて夢中の児の面影を春雨の花の許にて、なにげなく見かけ、心はいよいよ思慕の情につのりゆく。太平記卷十八「一宮御息所事」の条では、尊良親王が関白左大臣家の絵合の折、画中の美女に無^レ限心をひかれ、やがてみぬ恋に胸を痛ましむ。せめても御心をやるかたもやと賀茂の糺宮に参詣なされた、その帰り途―村時雨ノスキ行ホト、木ノ下露ニ立ヌレテ―一条の辺を過ぎるのに、在明の月の時雨の雲間に出てたる折節、琵琶を弾ずる姫君を覗きみる、その姫君こそ似絵の儘の美女であるのに宮の御心は空にもあらぬばかりとなる。美童と美女を置替れば両書はそのまゝ殆んど一つとなる。

(2)は桂海思ひのつりゆくまゝに梅若の童―桂寿―に語らひより、種々の品々を送り、酒茶詩歌の会にことよせて、遂に桂寿を介し梅若にたゞ歌計の文を送るに至る。梅若も桂海の心を酌みて、互に文を交しあふ仲となる。太平記は

やはり同巻同条には、二条中将為冬の計らひにて、歌の御会に申寄て、姫君の許に至り遂には互に御歌の贈答となるのである。が又前述の辞句の類似の表にても判るやうに、この箇所は、太平記巻二十一塩谷判官讒死事の条中、高師直、女房待従に塩谷高貞の妻の美しさを説き聞かされ、師直は、待従に品々の引出物を与へて、高貞妻への媒介を依頼し、恋文を託すの趣向に、より近似してゐるやうに思はれる。たゞ主人公―媒―女(或は美童)―の筋書は、古く物語手法の常でもあれば、こゝにとりたてゝ云ふほどではないと思ふが、余りにもその表現文辞の技巧に密なる関係が見出し得る両書の間を思ふと、その構想も又単なる常套的手法に依るとばかりは断じ難いものがある。

更にそれは(3)に至ると、両書の交渉には否定出来難いものがあつて、それは一層明らかになる。(3)は梅若に逢ふ日待ちながら、或房にとゞまり、管絃、褒貶の歌合に日を過す。或日、桂寿のたよりにより、御所に客人が参り、門主は酔ひ臥させ給ふに、その折を窺ひ、梅若の許に案内するの由を聞き、遂に一夜を契るの段である。いはゞ秋夜長物語の庄巻であるが、之がやはり太平記巻十八同条に殆んど同型の場面が見出される。即ち、尊良親王は二条中将為冬の手引きにて、褒貶の御会に託して公頭女の住む今出川邸に赴く。宮は歌会・野曲絃歌のたへくには、主の公頭に御盃を賜り、主は痛く酔臥してしまふ。かくて媒の為冬の案内で、恋する姫君に初めて相語ふのである。特に逢瀬の情景は筋立・描写共に両書は甚だ近似する。

この両書の交渉は、更に細部にわたって指摘され得るであらうが、以上のおほまかな比較によつても、秋夜長物語前半部は太平記―特に巻十八・巻廿一の両巻―との間に緊密な影響関係の存することは否めない。そして、この相互関係は秋夜長物語が太平記の模倣模作と考へられてゐるのが従来一般の推論である。がそれにしてもその類似は余りに著るしいと云はねばならない。

太平記と本物語との間に、かゝる緊密な関係が存すると、太平記作者に擬せられた玄恵法印と秋夜長物語作者には、何等かの結びつきが、やはり一つの課題を提示することとなる。即ち作者玄恵法印説の起因するところと、その経過由来である。

先ず(口)の事柄、太平記と玄恵との関聯であるが、近世初成立とみられる、太平記評判秘伝理尽鈔には―その真偽はともかくとして―作者を、玄恵法印以下、来賢法師、護正院、智教、善知坊法印、顕信僧正、新田義貞、児島高德、教円上人、春栄法師、北畠顕成、証意法眼、日野入道蓮秀、義用、義可、天界坊能隣等の十数人を挙げ、その製作順序までを誌してゐる。そして玄恵の手になる巻として、一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十二・十七・十八・二十三の諸巻を掲げてゐる。勿論この理尽鈔の説く理由は、従来からその根拠は疑はしいものとされてゐるが、玄恵法印作とする巻を第二十三巻をもって終つてゐるのは故無くはない。流布本巻二十七に玄恵逝去の記事を載ずるのを十分に配慮したものであつたに違いない。又その中で前記巻十八が玄恵作とあるは、その是非は判らぬが注目される。がそれはともかくとして現在、太平記作者推論に於て最も依拠するに足る資料としては、一つは例の「洞院公定日記」(応安七年五月三日の記である。即ち―伝聞去廿八九日之間小島法師円寂云々是近日翫天下太平記作者也凡雖為卑賤之器有名匠聞可謂無念―である。もう一つは今川了俊の「難太平記」である。従来一般にこの前書の記事について小島法印作者説をとるのが普通であるが、猶小島法印の経歴の甚だ分明でないまゝに、児島高德説、叡山僧侶説、或ひは小島法師を物語僧、修験者、山伏等の職能的限定をなすの論、又は民俗学的に多数の集団説などあり、周知の如く様々な推論がなされてゐる。がたゞ現在では次第に、作者を小島法印一人とせず、編纂の過程には、なほ多数の手を経て、現在の体裁を整へるに至つたとみる推定にほゞ傾むいてゐると見てよいだろう。その点では理尽抄の説

くところも謂れなくもない。があたかもそれを裏づける如く、難太平記には

此記の作者ハ官方深重の者にて、無案内にて押て如^{イ新}此書たるにや。「寔に」^{イ是又}尾籠のいたりなり。尤切出さるべきをや。すべ
て此太平記(の)事、あやまりも空^イごともおほきにや。昔等持寺にて法勝寺の惠^{イ惠}珍上人、此記を先三十余卷持参し給ひて、錦小
路殿の御目につけられしを、玄惠法印^{イ惠}によませられしに、おほく悪^{イ虚}ことも、誤^{イ訛}も有しかば、仰に云、是は且^イ(く)見及ぶ中にも、
以外のちがひめおほし。追て書入、切出すべき事等有。其程不可^イ有^イ外出^イ之由仰有し。後に中絶也。近代重て書続けり。――

と誌す。了俊の此記の執筆時――応永九年頃は現存太平記全卷の成立期と推定される頃からほど遠からぬ頃に当る。

又この前書に――その為に父の(範圍)語給ひし事のはしくを書付待るなり……たしかにおぼえ又支証分明の事計を申
(す)なり――と断つてゐるが、執筆動機・執筆時期などより考へて、この書はかなり信を置き得るものであろう。安齋
隨筆に――太平記作者玄惠法印ノ作ト云フハ誤ナリ作者知ラス――と述べ、参考太平記も――扱^イ此、則大全所謂後醍醐帝
使ニ玄慧撰一者、亦益無^イ抛――とも云ふは、前二書――洞院公定日記・難太平記――からの当然な結論である。が惠珍が直
義に見参した太平記は卷数三十余卷といひ、ちがひめおほき故に近代重ねて書続けりとあるのをみると、その間には
増補刪定の事情があり、それには、当時の碩学である惠珍・玄惠等の何等かの参加があつたといふ事実を語つてゐる
のではなからうか。この場合、問題になるのは、三十余卷とあるが、玄惠は、卷二十七直冬筑紫落事の段に、その死
が記録されてゐることからして、三十余卷の太平記披見は勿論あらうはずがない。この点を除外して考へれば、難太
平記の語る事柄は大体に於て肯んぜられると思ふ。とすると太平記成立の過程にはどのやうな形であつたかは判然と
しないが、その編纂に於て玄惠法印の参加といふことが考へられる。玄惠の伝記に於て詳細に述べるつもりであるが、
玄惠は官方にも北朝にも又叡山とも特殊な連絡をもつてゐたことなどからして、玄惠の意見は格好な立場にあつたの

ではないか。恐らく此等の事から太平記成立には監修者の如き者の一人として参じ、或は又その一部をも執筆する機会も存したのではないからうか。

以上太平記と秋夜長物語の間ある密接な関係が否定出来難いものであり、且つその太平記編纂の参加者の一人として玄恵法印が考へられるとすると、当然の事ながら(1)の問題、秋夜長物語と玄恵との関聯が提示されなければならぬであらう。玄恵作とする旧説が存するとすれば事更である。

高乗勲氏は前記解題に於て、この両者の関係を単に偶然の一致とはいえないものがあるとして、三つの予想を提示された。即ち、

- 一、太平記の作者と秋夜長物語の作者とは同一人である。
- 二、秋夜長物語の作者は太平記を見て、これから影響を受けた。
- 三、太平記の作者が秋夜長物語の影響をうけた。

の三つの想定であり、このうち第三の想定は暫くおいて、第二の推定が、事実に近いのではないかと思ふが、更に一步すすめて、第一の場合の推定も無視出来ないとしておられる。そして太平記の前半と秋夜長物語が共に玄恵の手になるものであるといふことは、あまり物語的な推定であるのそしりをうけることであらうが、永和本の発見により、考へ得られる推定として提起しておられる。右の中で太平記前半の作者云々は、種々問題を含むのであるが、玄恵生存中に玄恵の関係者によつてか、或は玄恵自身の手により—勿論前記の如き太平記と玄恵との結び付きを考慮の上で—秋夜長物語の様な作品が創作されるといふ可能性は、彼の生涯の中で考へられないことではない。寧ろ誰れしもそれに否定的でありながら決定的に断を下し得る証拠を示すことが困難であるといふのが事実である。特にこの様な

片々たる短篇に於てはそうであらう。前記の両書の文辞の類似に於ても、取敢へず問題となるのは玄恵死後（太平記卷二十七以後）類似箇所(B)（太平記第三十七卷）及び(C)（同第三十一卷）の両箇所であるにすぎない。(A)の類似は「サテモヤ若慰ムト」の一句にすぎない。表記したごとく、(A)に於ける近似の方が、云ふまでもなく緊密である。又(C)の一章には類似語句を確かに見出すのであるが、註記した平家物語の一章からの模倣とみれば、必ずしもそれが積極的な反証とはならないであろう。更に表現上文辞上の事のみならず、構想上の類似も、玄恵が生存中とみてよい太平記卷十八・卷二十一の両巻との類似にその主体を考へれば、之も又さして問題とはならないと思ふ。又太平記の最古本永和三年写本（秋夜長物語はこの写本の紙背に書かれる）は第卅二巻の零本にすぎないが、神田本西源院本等、古本系の詞章を有し、巻末が東大寺落書の記事に替り、鶯とウソの寓話が載せられてゐるのを除けば、詞章の相違がその内容にまで至つてゐないのを想ふと、太平記は此頃すでに一応の完成期に達したものと考えられ、^{註一}秋夜長物語との類似箇所を有する卷十八・卷二十一両巻も神田本西源院本等とほゞ近き詞章をもつて成立してゐたのではなからうか。そして又永和三年は玄恵没年から僅か二十八年目にすぎない。

従つて秋夜長物語作者として玄恵が仮託される旧説にも確たる根拠はないにせよ、時代の点から之を見れば、旧説の由縁には何等かの意味も存するわけである。以下、徒勞にすぎないが、玄恵法印の生涯をなるべく細かに辿り、旧説の起因する処を検討することにする。

玄恵法印（玄恵とも記す）の伝記は、伝記の常ではあるが甚だ模糊としてゐて、その周辺に事実と伝説が様々に混入し、分明には掴み難いが、彼は戦乱の南北朝期にあって、仏儒にその学識を誇り、一方俗塵の間に交つて一種の啓蒙的な役割をも果たすといふ、かなり多角的な生涯を送つた学僧である。彼に就いての研究は足利衍述氏「鎌倉室町時

代之儒教」、岩橋小弥多氏「玄惠法印」(国学院雜誌昭和十四・十一)、赤松俊秀氏「楠木正成の教養に就いて」(歴史と地理第三十三卷第二号)等に詳しい。いまこれらの諸書を参考に玄惠の生涯を、本論を暫くはなれ辿ることにする。

まづ玄惠法印の出自は明らかでないが永井如瓶氏の庭訓往来諸抄大成—庭訓往来作者考—には

庭訓新撰抄云、北畠玄惠法印、姓者藤原、叡山の住侶にして、上綱に挙らる、叡山に三上綱ありし、玄惠其中なり、北畠に居するゆゑに、北畠玄惠法印と号す、云々……又或説云、玄惠法印は東福寺の虎関禅師と兄弟と云々

と記し又庭訓往来諸抄大成扶翼には

貞丈云、古抄云、玄惠法印の作る所也、一時随筆、に岡西惟中所著云、世にいへる庭訓往来は、北畠玄惠法印の作也、叡山の住侶にして、上綱にあけらる、元弘四年五月廿一日依勅書之、一説に、叡山に武家の御ちこあり、玄惠常にむつましくかたらひしか、手本のためにまいらせしとも聞えし云々

又、同じく、

玄惠法印の事、古抄云、玄惠は藤原氏也、羽州の人也、北畠といふ所に居られし故、北畠玄惠法印と云、山門の上綱に挙らる、承憲法印、澄憲法印、玄惠法印、是を山門の三上綱と称して、同時の人なり、何れも硯学秀才の聞えありとそ云々

と記してゐる。又山崎美成の群書一覽には

此書(庭訓往来)の作者玄惠法印ハ太平記三四五六七八九十の巻の作者にして後醍醐帝の時の人なる事明らか也姓は藤原叡山の僧にして上綱に挙げらる(以下略)

など誌すが、是等によれば、出自は藤原で羽州の人、虎関禅師の俗弟といふ事になる。又衍述氏は山田氏系図といふ書があり、本田重行の四男とある由引用されてゐるが、氏が説かれる如く何れも正確な史実ではなく、信用する事が出来ないものゝやうである。このやうに玄惠の世系は未詳であるが、此処で留意されるのは、前記赤松俊秀氏の論

文の中で氏は、園太暦の文和元年五月十八日の条——今日等持寺住持祖曇和尚帰洛、

(光嚴院・光明院・崇光院)

是上皇等御出京事為秘計、依武命

先日下向東条辺、故玄惠法印真弟禅侶、為楠木縁者秘計彼辺——を引かれ、是に依り等持寺の曇晦谷が玄惠の子であり、註一楠木の縁者であるとし、大楠公は碩儒玄惠から宋学を学むだものと推論されてゐる。楠公・玄惠の交渉はともかくとして、玄惠と楠木家との縁故は或ひは存したのかもしれない。

扱林鷲峰「本朝一人一首」卷七には、玄惠の山家春興の詩を掲げ、註三左註に

林子曰玄惠者儒者、而帰天台宗、而後還俗、然無髮而終身、以博識聞于世、叙法印位、其所作太平記庭訓往来等、今猶存、而便註二三千兒童、玄惠自号洗心子、又号健叟、軒号曰独清、或曰玄惠初読温公通鑑、

との記述があるが、此の中で、玄惠初めは儒家にして後天台の僧となり、而る後再び還俗すとある。衍述氏はこの記事によつてか——玄惠の名は、盖し僧となりて後命ぜしものならん——と述べられ、更に帰俗の年月は詳らかではないが、帰俗後妻子を持ったことは、廬山寺歴代に——明空上人第八世。字中庵。玄惠法印息。入宋。於般中逝。応永四丁丑十一月六日——の記を挙げてゐる。が之に對し岩橋氏は——玄慧は花園天皇宸記には玄慧僧都と見え、又正平二年叡山東塔南谷の僧徒の爲めに書いた奥州後三年記の序文には自ら法印権大僧都玄慧と記して居り、僧綱の職位に昇つてゐるのであるが、当時中年者の新発意にはこんな事は倒底あり得ない——と述べられ、重ねて、花園天皇宸記元応元年閏七月二十二日の条に、玄惠の名が初見し、正平五年三月二日示寂に至るまで終始玄慧の名で記録類にみえ、還俗の形跡は少しもないと論難されてゐる。恐らく常識的に考へても、当時すでに名を逐げた僧侶の身にして還俗の如きことはありえない事であらう。

又諸書に記される天台宗の僧で叡山に住したことがあるといふのは大体認められる事実である。岩橋氏は、その証

として、尊円親王の入木口伝抄に世尊寺行尹の説として玄恵が戒牒——大乘戒——の書き方を注進したこと、又吉田日次記応永九年五月十一日の条に、吉田兼方が二十五三昧式を玄恵と相談した記事のあること——この二十五三昧式は法華玄義から出た天台宗の行事であるといふ——、又次には西源院本太平記第廿五卷天竜寺事の条に、延暦寺から四箇大寺へ牒状して、天竜寺供養を支へんとした時、興福寺へ送った牒状に「玄恵草」と注してある事など挙げられてゐる。而しながら玄恵の僧侶生活に就いて触れる記事は甚だ尠い。岩橋氏も僅か一二倒を挙げるにすぎない。註四が後醍醐天皇正中年間、八宗の徒が競起して禅宗を破せんとし、闕に秦した。此の時、八宗の側から出て大燈国師を論難したのは有名である。衍述氏に依れば、この論争は内閣文庫蔵南禅寺記・竜喜和尚聰書所載の四ヶ寺興禅之宗論・妙心寺史所引の東福寺大愚和尚録・規庵清規等にも載すると聞くが、此処では細部に立入るを避け、それ／＼多少の色あひを異にする二三の記事を掲するに止める。

延宝伝燈録第二十

京兆南禅通翁鏡円国師云々……中略……後醍醐帝詔興南禅。召詢法要。特賜普照大光国師之号。時八宗競起。欲排禅宗。(正中元年)詣闕牒訴者数。元亨四年正月二十一日。勅延曆園城。東寺。南都諸講師。於清凉殿与師对弁。師会罹風疾。而闕繫惟重。受詔入廷。時宗峯為侍者。師奏曰。今对聖上。按量宗旨。応須直問直答。不仮繁辭。若負墮者。即作弟子矣。諸講師先出。徒属驗其強弱。師命按者与之对場。玄恵出問如何是教外別伝禅。侍者曰。八角磨盤空裏走。玄恵不会。

大燈国師行状

洗心子玄恵法師。偕儒者九人奏於朝。欲破禅宗。禅宗若有奇特事。吾儕豈敢。諸儒徵詰。諸方禅将無有当意者。諸儒聞師名而特来。問云。禅宗手段如何。師云。以虚偽示真実。儒云。聖人有虚言否。師云。有云。既是聖人。有甚虚言。師云。不見孟子有之。象謂已殺舜了。而入宮見。舜在床琴。舜見象来而喜。豈不是虚偽。其間激揚鏗鏘。問答罷。儒却問師云。畢竟如何決

斷此義去也。師云。舜却殺象了也。諸儒皆稽顙而執弟子礼。就中洗心子入室參禪。造詣不淺。不勝崇信之至。施第宅而作大德方丈。今雲門庵是也。

と、之は前記の正中年間宗論と異り、儒禪の論諍となり、前者とは別のもの如くであるが、「童宝山大德誌」所引の「大燈國師行業記」には

建武改元甲戌春正月、有洗心子法印玄慧、偕諸宗英特及一時碩儒九人、而欲奏朝破禪宗、廷議擇南禪通翁田公及師、以為禪將、田公乃師之法兄也、推師為先鋒、玄慧等特來抗弁數回、竟墮負處、魁既顛仆、其余似庠卯、天皇大悅、舉南禪為五山第一上刹、以本寺准其上刹、以賞其功也、蓋案去歲十月、本寺有五山第一之舉、今以南禪代是者是師讓德於法兄也、上皇特賜興禪大燈國師之号、玄慧亦服膺師德、崇信最甚、……中略……自捨資財、為建方丈、

となり、正中年間の宗論と大燈國師行状の話とを混同してゐる。岩橋氏は之に就いて一殊に建武元年は通翁示寂以後の事であるから、到底此の事は成立しない……併し何れにしても宗論又は何事でも論諍といふものは、それ自体に已に多分に物語的な性質を含み易いものであるから、宗論物語には其の何れを問はず、十分の信頼を託して、其の全部を真実と信ずることは稍隠当ではあるまい。此の場合正中の宗論と儒禪の論諍とが果して二度の事であるか、一度の事を二様に伝へたものであるか。正中元年宗論記其他が史料として如何程の価値があるものであるかは私は知らない。——と述べられ、更に唯是等の話で我々が知り得ることは、玄慧が大燈國師と論諍して遂に國師に帰依し、大德寺に雲門庵を喜捨したといふことである。或は論諍の事も國師に帰依する因縁を説明する一つの説話かもしれないと解説された。そして天台宗の僧侶が禪宗に帰依することは、天台宗を棄て、禪宗に改宗するといふことではないのであるとみて他宗から禪宗を兼ねた数例を挙げ説明されたのである。とすると玄恵は又やはり天台の僧として、參禪したことであつて、これも他宗に赴つたことを意味するものではなかつたと見るべきものであらうか。がいづれにせ

よ、玄恵の活躍は、天台宗の僧侶としてよりも、寧ろ儒者或ひは文人として後世に名を留めたやうである。それと共に玄恵の世俗に於ける活躍は、単に太平記作者仮託といふ事だけでなく、当時の為世者との関係を一瞥しても、よくその間の事情を告げてゐる。

先づ太平記卷一無礼講事付玄恵文談事には

其事ト無く、常ニ会交セバ、人ノ思咎ムル事モヤ有ントテ、事ヲ文談ニ寄ンガ為ニ、其比才覺無雙ノ聞ヘアリケル玄恵法印ト云文者ヲ請ジテ、昌黎文集ノ談義ヲゾ行セケル。彼法印謀叛ノ企トハ夢ニモ不知、会合ノ日毎ニ、其席ニ臨デ玄ヲ談ジ理ヲ折云々

とあつて、例の無礼講にて昌黎文集を談じてゐるが、記中に、謀議偽装といひ、謀叛の企夢にも知ずと書かれてゐるが、玄恵は、これ以前、倒幕の主謀者日野資朝等とは熟知の間柄であつたのは、花園天皇宸記などにも見えてゐることなどから思へば、無礼講に参ずる更に深い理由があつたのであらう。御宸記元応元年七閏月二十二日の条には―廿二日甲辰、陰雨降、及晩天晴雨休、……今夜資朝公時等、於御堂殿上局談論語、僧等濟々交之、朕竊立聞之、玄恵僧都義誠達道歟、自余又皆談義勢悉叶理致―とあり、資朝公時等と共にすでに学事に携つてゐた仲であることが判る。又大日本史に―後醍醐天皇召侍読、先_レ是経筵専用ニ漢唐諸儒註疏、至_レ是玄慧始唱ニ程朱之説、世人往々多_ニ学_レ之者―とある。この後醍醐天皇召侍読の記事により、玄恵が後醍醐天皇の御前に祇候し宗学を進講したと断言するのは如何かと思はれるが、彼が何等かの形で禁裏の学風に参与してゐただらうとは想像される。御醍醐天皇が宗学の説を御嘉納せられたことなどから、^{註五}或は此の天皇に近侍する機会も存したかもしれぬ。ともかくも大日本史の依拠する尺素往来の記事を左に誌す。

近代独清軒玄惠法印。健俊法師イ（以イロ）宋朝濂洛之義、為正。開テオリ講席於朝廷以來。程朱二公之新釈可レ為肝心ニ候也。次紀伝者。史記并阿漢書。三國史。普書。唐書及十七代史等。南。式。管。江之數家被レ伝其說ニ乎。是又イロ當世付ニ玄惠之議ニ。資治通鑑。宋朝通鑑等人々伝イロ受之一。特北畠入道准后被レ得ニ蘊奧ニ云々

この記述から玄惠が宋学の首倡者と説く者もあるがその是非は私の識る所ではない。又同様に右の北畠入道云々に依り、玄惠と親房の師弟關係が従来論ぜられてゐる。足利衍述氏は——其朱子学講説して公卿間に新空氣を入れ、門下に日野資朝、俊基、北畠親房等の鉅卿を得、建武中興の基を築きしは、冥々の裡其功なしと謂ふ可からざるなり——と其の功を称揚し、更にその門人を拡大し、日野資明、吉田冬方、菅原公時、紀行親、藤原経頭、鷲尾隆職、中原師高、同師夏等の諸卿をあげてゐる。北畠親房が玄惠により其蘊奥を極めたとか、上掲諸卿がその門弟であると決めるのは、それぐにかなり異論があらうが、玄惠法印が抃く仏儒にわたり、一時代の志向する精神の先端にあつて、之等諸卿との間には直接又は間接の影響關係の存したことは否めない。いはゞ当代著名な有職者が動乱の世俗を遁世の一学者として避けるより、寧ろ求めてそれに参加し、その精神的指導者たらむとする動向は彼の場合見逃すことが出来ない。それが、このやうに後醍醐天皇の近臣をして宋学の新風を吹き込み、建武中興の思想的根元を玄惠の影響下に説かんとする後代附会の説にも一面、その実践的な対社会觀から導き出された一つの結論故、或る眞実を含むのであらう。

玄惠は又、前記の官方諸卿のみならず、後醍醐天皇南山御遷行の後は、猶京師にあつて、更に武家——足利尊氏、直義、直冬に親懇してゐる様子である。太平記第十八卷 比叡山開闢事の段では、尊氏が、叡山の再度の臨行を迎へ奉つて武家に敵対したのを深く憤つて、延元元年京都に入り、高師直上杉重能と議して、山門領を没到し、僧徒を逐つて、後患を絶たんとするに、玄惠法印、評定の所に來たつて、此議を質せられるに、彼は長々と、山門の由縁を詳細

に語り、一爰ニ兩度ノ臨行ヲ山門ニ許容申タリシハ、一往衆徒ノ僻事ニ似テ候へ共、窮鳥入レ懷時ハ狩人モ哀レ之不レ殺事ニテ候。況乎十善ノ君ノ御侍アランニ誰カ可レ不ニ与申。譬バ其時ノ久執ノ輩、少々相殘テ野心ヲ插ミ候共、武將忘ニ其恨、厚恩被レ行レ徳候者、敵ノ運ヲ祈ランズル勤ハ却テ一家ノ祈トナリ、朝敵ヲ鼻負セン心變ジテ、御方ノ御タメニ無レ武者ト成リ候ベシ一と詞を尽して、理致を明らかにしたと、太平記は詳しく記してゐる。前の無礼講の段では才学無双の文者といひ、こゝには、大智広学の物知として、玄恵は語られるが、太平記筆者の語る玄恵は、叡山上綱玄恵法印といふよりも、寧ろ才智並ぶ者なき碩儒文人を代表し、武家社会に於ける彼の行動性を強調してゐる。

続いて、第二十六卷直冬西国下向事の段は―抑此直冬ト申スハ、古ヘ將軍ノ忍テ一夜通ヒ給タリシ越前ノ局ト申女房ノ腹ニ出来タリシ人トテ、始メハ武蔵国東勝寺ノ喝色ナリシヲ、男ニ成テ京へ上セ奉シ人也。此由内々申入ル、人有シカ共、將軍曾許容シ給ハザリシカバ、独清軒玄慧法印ガ許ニ所学シテ、幽ナル体ニテゾ住佗給ヒケル。器用事ガラ、サル体ニ見ヘ給ケレバ、玄慧法印事ノ次ヲ得テ左兵衛督（直義）ニ角ト語り申タリケルニ「サラバ其人是ヘ具足シテ御渡候へ。……………」ト、始テ直冬ヲ左兵衛督ノ方ヘゾ被レ招引ニケル。是ニテ一二年過ケルマデモナヲ將軍許容ノ儀無リケルヲ、紀伊国ノ宮方共蜂起ノ事及ニ難事ニケル時、將軍始テ父子ノ号ヲ被レ許、右兵衛佐ニ補任シテ、此直冬ヲ討手ノ大将ニゾ被レ差遣ニケル一とあつて、玄恵は、足利尊氏、弟直義、子直冬の間、かなり立入つて近親してゐる。前段の事といひ、此段の話といひ、それは単に物語的要素の脚色といふことだけでは、説明し得ない、玄恵の足利一族に対する意識的な働きがけが見られるやうに思へる。特にこの足利直義との間は如何に親密なものであつたかは、同様太平記第二十七段 直義朝臣隱遁事付玄慧法印末期事の段にこまやかに物語られてゐる。直義は高師直と争ひ、遂に出家を余儀なくし、錦小路堀川に隠棲する。が、師直の威を憚つて誰訪ふ者もない。たゞ「蘿窓草屋ノ底ニ

座来シテ、経卷ヲ抛隙モ無」き直義である。かふした直義を「独清軒玄慧法印、師直ガ許シヲ得テ、時々参リツ、異国本朝ノ物語共シテ慰メ秦リケル」のであった。然るに法印老病に犯されて、来訪も叶はなくなると、直義は菓を送り、その包紙に「ナガラヘテ問ヘトゾ思フ君ナラデ今ハ伴^{トモナ}フ人モナキ世ニ」と一首の歌を書きつけ送る。法印は是をみて泣々―感君一日恩。招我百年魂。扶病坐床下。披書拭泪痕。―と詩を賦して反すといふ間柄である。又其死後も直義は、此の詩の奥に紙をついで、六俞般若の真文を写して、彼の追善に擬したとある。又、竜泉令淬が玄恵に贈った尺牘が、其の文集松山集「貽^ニ独醒老^一書」として見えており、それには竜泉が直義に頼って達磨忌を天下に通行しようとし、其の要請を玄恵によって直義に達しようとしてゐる。頓阿の草庵和歌集（哀傷）にも、

法印玄恵身まかりて後入道左兵衛督経料紙の為によませられし二首に哀傷

なき跡をとほるゝまでも残りけり窓にあつめし雪の光は

とある。直義と玄恵の間柄は、之等の記事からみて、この太平記には多少の物語的潤色はあらうが、格別に昵近してゐたことが判る。想像するに玄恵の足利一族への近接は、多くこの直義を通じてなされたのであらう。そしてそれは単に離俗的な問題のみでなく、更に一步武家社会の積極的な指導的役割の一端を担つてゐたのではなからうか。例へば建武式目の制定にも真恵、是円等八人の人衆の一人として参与しており、隠棲の僧侶玄恵なる様子は何処にも見えない。寧ろその実践的態度が彼をしてその名をとどめてゐる。がたゞ解せないのは、時々後醍醐帝近侍の諸卿に近づき、建武中興なる大業に、その何等かの役割を演じながら、足利尊氏謀反の後は、彼の影響を受けたと云はれる楠公は大義のために身を殉じ、又北畠准公が南山に苦節の日々を過すといふに、その師と称せられる玄恵は、一体彼等がために何をなしたといふのであらうか。たゞ資料の残すものは、前記の足利直義をはじめ、尊氏直冬等との親密な

交遊である。時の流れに未来を希求するのか、或は又、巧みにそれに便乗するか、その真偽は知らぬが、一学者の時勢に従ひゆく姿が眼前にあるやうに思はれてならない。勿論その間の事情は私に解くべくもないが、僧侶儒者文人として多角的な視野をもちながら、公家武家両端に立ち得て俗世の称讃を一身にかちえた知識人特有な姿も覗かれる。

玄恵の著作と称せられるものは、甚だ多方面に亘つてゐる。が太平記作者仮託は兎も角として、その外に彼畢生の大著と誇るに足るものは殆んど無いと云つてよい。まづ儒学に関する記録には、前掲の花園天皇宸記に論語を談ずるの記があり、尺素往来に宋学の講席を設くるの記事を載し、又、園大曆貞和五年七月十二日の条に、註六光明院の礼記御談義に祇候せる由を記すが、その遺著なるを識らない。たゞ康富記文安四年五月七日の条に

七日戊戌、晴、今宮祭也、参伏見殿、候御読、左伝之後、孟子講釈申、第二欲退出之处、玄恵法印抄出論語之明文一部被下之、
仮名注ヲ仕可進上之由被仰下、可注付之条不可叶之由雖申之、講釈申分大概可沙汰進也、御料紙可被遣之由、李部王直被仰下之、
間、先畏入之由申之、賜本退出云々、

と見えてゐる。岩橋氏は右の玄恵法印抄出論語之明文とは論語本文の抜書のことであり、それを中原康富が仮名注を加へらるべく仰せにあづかったのであると解せられた。而しながら、この抄出という詞は、当時多くの場合抄物を意味してゐて、抄出論語之明文といふのも、足利衍述氏の云はれるやうに、論語の抄物、即ち一種の注釈書で、論語諸註を抜書して、私按を僅かに加味したノートの如きものとみる方が安当であらうか。さきに挙げた尺素往来等の記事からも、程朱の新釈等の抄出或は私按を配すが如きことは、当然考へられることである。がその抄録の存しない現在、玄恵の論語或は儒学に対する見解は推定すべくもない。

又彼の手を経たと云はれる詩文に関する研究には詩人玉屑の点本と胡曾詠史詩抄の二書がある。宋の魏慶之の、詩に

関する研究書詩人玉屑は、五山版二十冊があり、巻末に識語のある本と無い本とがある由であるが、識語のあるものには

本云

茲書一部批点句読畢、胸臆之決錯謬多焉、後学之君子望正之耳

正中改元朧月下澣

洗心子玄惠誌

とある。本書が正中改元の年に出版されたのではないことは、すでに、川瀬一馬氏の「古活字版之研究」等により明らかになったが、正中元年には玄恵が批点句読を施した本が存したといふのであらうか。又神宮文庫蔵胡曾詠史詩〔之抄〕二冊には、次の奥書がある。

昔三國一山之源恵法印暇日注了焉

永正十天卯月吉日

紀伊州無漏之群北山蔵長禅寺樹璞書之

此の奥書からすれば玄恵の手に依り、胡曾の詠史の註がなされたことが考へられる。が更に此等両書の真偽或は学問的価値如何に就いては勿論私などには決め難いものがある。いづれにしても宋学者玄恵の学識の程を識るには、余りに僅かな資料にすぎない。

次に玄恵の詩文に就いてみるとまづ、現存する漢詩は、康永年間に催された御所の五十四番詩歌合に提出された僅か六首にすぎない。この詩歌合は現存詩歌合中の最初のものとしてされてゐるのであるが、玄恵は又かふした当世風な遊びの中に入って勝負を争つてゐる。因みに玄恵の成績を記すと、相手の女房の和歌と合はせて、勝五、持一といふ結果で、詩歌作者二十七人中最もよい成績を収めてゐる。参考までに此処にその詩を挙げておく。

山家春興

四番

左勝

法印玄恵

路接_ニ桃源_ニ傍_ニ水浜_ニ。
煙霞鑱_レ処絶無_レ隣。
惜哉九陌紅塵客。
不_レ見山中一段春。

右

坊門

山高み我いほりにて見渡せは麓をめくる花の白雲

同

十一番

左持

法印玄恵

遊人結_レ隊為_レ花来。

猶掩_ニ柴扉_ニ昼不_レ開。
門イ

更想陽春三二月。

移居別処白雲堆。

右

永福門院右衛門督

まつとなき人めもはるはみやまへや花鶯の宿の情に

幽思不窮

十九番

左勝

玄恵

深殿无_レ人簾影斜。

等閑把_レ撓弄_レ冥琴。

不堪半夜朦朧月。

亦是空庭寂寛花。

右

坊門

あはれ身をいかなる谷にしつめても深き思のそこはみえしな

同

三十三番

左勝

玄恵

潜襲仙衣会不_レ薫。

朝々只礼玉晟君。

紗窓独坐天将_レ暮。

忍出_ニ瑤階_ニ看_ニ碧雲_ニ。

右

右門督衛

しつむとも君をみるめの浦ならば千尋のそこも尋ねさらめや

海辺眺望

四十一番

左勝

玄恵

碧波心上白鷗前。 推出漁家一釣舟。

万里蓬瀛休遠覓。 風塵絶処是神仙

右

右衛門督

村千鳥飛かふ沖の末の松風しつかなる浪の遠かた

五十四番

左勝

玄恵

沙嶼松低潮満処。 海門山近月昇時。

幽人相對更愁絶。 難為三画図難入詩。

右

坊門

なかむれはゆきかふ舟もかすかなり浪こす末の松のたえまをにイ

この他に岩橋氏は名古屋の関戸守彦氏の手鑑の中に彼の詩懐紙があり、それに

謹詣大梅御廟、因綴俚言呈塔中侍者云

法印権大僧都玄慧九拜上

徳風久扇主中尊 万象擁随帰化元

五帝三皇攀不及 毗盧頂上別乾坤

とある由である。氏が申されるやうに―是等の詩は当時の禅林の詩僧の作の様に幽婉なものではないが、恐らく京都の詩壇に於いては一流の作者―であつたらう。玄恵の死後間もなく、園太曆観応元年三月二十日の条に―廿日、天

陰、徳大寺前内府被送状、明後日禁裏詩御会、実時(公清子)朝臣可参仕云々、其間事条々示之、愚存之分返答了—とあり、その公清から洞院公賢への書状に—抑明後日内裏御会、廿二日実時昨今蒙催候、本望候、子細難尽紙上候、先卒爾之間、凡仰天無極候、一絶形成候ハて進覽之、玄恵も候ハて、一向之手細工候間、無左右外人などにハ難申談候て、きと先進覽之候—と記す。又公賢よりの返状にも—加字声平声に用候之条、常事候けに候へとも、他声つりの字にて候歟、玄恵も如此申候し—などと見え、生前、彼の詩壇に於ける権威のほどを物語つてゐる。彼は叡山上綱たるにとゞまらず、儒者としては、動乱の武家社会、朝廷にまで立入つて、建武の大業に参与し、更には文筆の才を以つて時人に重んぜられた。併しながら、彼の博識、その権威は、時人を驚かしむるものであれ、博識権威がとゞめたところの遺産は実のところ余りに尠い。後世をして様々な書物の作者を仮託してゐるが、それは寧ろ、この半ば伝説化した彼の博識権威の亡霊の如くである。又現存する是等詩篇のほかに、康富記文安元年十月八日の記に

八日癸丑晴、参伏見殿、宮御所様左伝序今日被遊初之……中略……玄恵法印之作、地蔵獄卒訴陳状被取出、可読申之由仰下之間、於御前読申之、云々

と彼は地蔵獄卒訴陳状なるものを書いてゐる。地蔵獄卒訴陳状は現在残つてゐず、如何なる書物が判らぬが、岩橋氏は、それは仏鬼軍の様な一種の戯文で、且つ実用的な書札の形式を採つた往来物であつたらうと云はれる。たゞいづれにしても、この書名からして玄恵の文才にまかせた戯作の文であらう。又、同宝徳三年九月十八日の日記には

十八日癸丑、昨夕遣使者、依被示送、今朝伴集人向小笠原備前入道元浄許、有朝飧、伊勢備中守、赤松有馬民部少輔等参会、祖父小笠原丹後前司貞宗、等持院殿御代依犬追物事、捧目安、件申状玄恵法印作也、取出之可読之由示之間、予読之、其後用飯以後帰葦

とある。是に依れば小笠原貞宗の依頼を受け、尊氏に差出す犬追物の目安を書いてゐる。これも又現存するところ

ではないが、目安、訴状、牒状等、実務的な仕事にも依頼相談を受けてゐる。庭訓往来、喫茶往来等実用的な教学の書に、やはり同様に玄恵作者説が古くから存するものも、一面、その謂れ因縁もなくはない。が考へやうによつては、一世の博学と世に讃へられる権威博識の实体は、存外に、この啓蒙的な面によつて支へられるものではなからうか。又群書類従合戦部に載る奥州後三年記絵巻の序文は玄恵の草するところといふ。その末尾に

——前略…… 此画図東塔南谷の衆議として其功を終ふ。狂言戯論の端といふことなかれ。児童幼学の心をすゝめて鑽仰の窓中時々は披て。永日閑夜の寂寞をなぐさめ。家郷の望の外よりく之をもてあそびて。嘯風晴月の吟詠にまじへんとなり。後素精微のうるはしき。丹青の花春常にとゞまり。能筆絶妙の姿。金石の銘古に恥べからず。彼此共に益あり。老少おなじく感ぜざらめや。干時貞和三年。法印権大僧都玄恵。一谷の衆命に〔応〕じて大綱の小序を記すといふことしかり

と記す。貞和三年は玄恵法印示寂の僅か数年前の時期に当る。後三年記絵巻序が叡山一谷の衆徒の要請とはいひながら、老晩の碩儒をして狂言戯論の端々に、才筆を振ふといふのも、彼が世俗に対処する姿勢の一端が窺はれるのである。彼をして諸々の雑書の作者に仮託される遠因は、玄恵の、いはゞ啓蒙家的な姿態に自然纏りついた附会説であらうが、前述の諸雑書を見る時、これをすべて否定的に見ることも出来難いものが彼自身の中に存する。

後世、彼の著作と称せられるところの主なもの挙げると、前述の太平記は別して聖徳太子憲法註^{註七}、庭訓往来、喫茶往来、遊学往来^{註八}、和漢朗詠集抄、狂言百六十番等^{註九}がある。これらの多くは殆んど後人附会の説であることは、ほゞ明らかであるが庭訓往来・和漢朗詠集抄等には猶多少再考を要する余地があるやうである。

因みに庭訓往来だけに就いてみると撰者成立共に異論が多く定説をみないやうである。前掲の庭訓往来諸抄大成補翼には貞丈が古注として引用した例文は玄恵作としており、又石川謙氏によれば室町後朝とおぼしき古鈔本に玄恵作たる旨が記されてゐる由、かなり古くから広く此説は信じられてゐたやうである。たゞ現在のところ庭訓往来の本文

中、特に第十六通目、八月七日付散位長谷部の消息に「管領執事、奉行人檢断之」の一文があり、この管領職は、足利義満が斯波義將を管領に任じた天授五年以後の事とし、この往來の成立を玄惠没後の撰と多く説かれてゐるやうである。而しながら岩橋氏は「玄惠法印の著といはれる往來物について」（歴史地理第七十五卷第一号）に於て、同様な論を進められながら、猶、この語は太平記の中にも使用されてゐて、——さういふ唯一の管領といふ職名を目安として玄惠者作説を貶けるといふのも隠かでないかも知れない——と断定を避けてゐられる。又喫茶往來に就いても同様に否定的でありながら、その結論を見出し難い由述べられてゐる。猶諸説異論は多く存するが、決定的根拠は肯定説否定説共々に欠くのが現状であるとみてよいのではないか、和漢朗詠集抄註十に於ても同じやうな事が云へるが、いまはそれに触れない。

縷々と乱述を重ねて来たが、彼の伝記はすでに甚だ朦朧たる過去の中にまぎれこみ、又、その著作も自然模糊として、而も多角的であり、且つその一つ／＼が真偽何れかを迷はせるものが多々ある。而しながら、かうして彼の著書を概観する時、大智広学才覚無雙と時人に讃仰される者の常として、時人の要請の前には、進むで自らそれに答ふべき諸々の著作に手を染めたものと思はれる。すくなくとも彼には、そうしたあまたの機会が存し、その中には学問上の著述は勿論の事であるが、詩文、実用書、教学的な啓蒙書、雑草、又は狂言綺語の如き戯文にも及ぶ数々のものがあつたのではなからうか。たゞ彼をして一介の学侶・碩儒としてのみ眺める事は出来ないと思ふ。玄惠に仮託される様々の書の存するの、屢々述べて来たやうに、彼の世俗に於ける、博識多才な活躍の足跡が誤り伝へられ、或ひは新たに捏造された故であらうが、多角的な彼の生涯の中の一つの真実をも、それは語つてゐるのかもしれない。いづれにせよ、それが玄惠の学識を誇ることではあるまい。

玄恵法印は洗心子又健史と号し、独清（醒にも作る）軒とも称した。正平五年（観応元年）三月二日、その多彩な生涯を終つてゐる。時に藤原公賢は其死を悼むで、園太曆観応元年三月二日の条に

玄恵法印円寂事
二日天晴、伝聞、今日玄恵法印円寂云々、文道之衰微歟、天下頗不向文已没歟、不便々々

と記し、その死を悼むである。後世又其遺風を追慕するの記屢々あるのも故なくはないと思はれる。

以上、瞻西上人の記録の上に残る様々な面を、本論を離れ縷述して来たのであるが、それはそれなりに理由があつたわけである。彼が叡山の上綱の高位にまで昇り、且つ儒者としてはよく宋学の新風を吹き込み後醍醐天皇近臣として建武の大業の動因ともなりし彼が、何故にか諸々の雑書をも執筆し、自らも又それに意欲的ですからありえた事実である。かうした複雑多岐な側面は而し又彼の学問をそこねるものではなかつたことである。云ふまでもなく仏儒に亘る彼の学問上或は実践上の業績にこそ、彼は歴史の上とその足跡をとどめたのであらう。その本来の姿を是認した上でなくしては、仮託された他の諸書の作者論も基盤を失することゝなるが故に、縷々として書き来たわけである。

扱本論に入つて秋夜長物語作者説は、右の結果から、正直に云つて何等積極的な証拠となるものを見出し得ることが出来なかつた。が他面、それが又、この作者説を否認しなければならぬほど判然とした根拠をも示すもので無かつたのも事実である。従つて寧ろ旧説の存する限り、その消極的な理由であれ、右の伝記の中から、それは見出すべきものであらう。

まづ従来本書の作者推論に於て、誰しも肯定的であつたのは、物語の内容から推察して、かなり教養の高い叡山の僧侶とみる説であつた。特に高乗勲氏は、永和三年写本の解題に於て、昭和現存天台書籍綜合日録の雑書の部に、弘児

聖教秘伝私一卷（恵心述・大永四年写）・児灌頂私一卷（宝徳二年写大永四年転写）・児灌頂私記一卷（足利時代写）・児灌頂次第一卷（文政元年写）・児灌頂式（文明五年写）の五部にわたる児灌頂記が現存する由記してゐるが、それは中世における天台の僧侶の私生活にかうしたものが実在したことを物語るものであり、この作者が叡山関係者たることを助けると説かれ、更にこの物語の稚児梅若が石山観音の化身であり、桂海がその結縁によつて発心菩提の縁を結んだといふ構想は児灌頂の御本尊を観音としてゐることと考へ合せて、秋夜長物語が天台との関係の深いのを物語るものであると述べられてゐる。上野君消息にせよ、前記の松室仲算事にしても秋夜長物語に遡る稚児物語が殆んど天台の僧侶と児との間を記述してゐるのをみてもそれは尤の事と思はれる。その意味では従来秋夜長物語の作者論は、その基点を一つにするわけである。

またこの物語の後半部に、園城寺の衆徒四人が離山の夜、焼跡に参じ通夜するに、夢中、神羅大明神の託宣を聴き、解悟して、各々発心修行せんとするに至る夢想譚を描いてゐる。それが古事談の園城寺覚基僧都記等に見える同型の夢想譚であることは前記した如くであるが、明神の垂跡が、堂舎守護の為に非ずして、出離発心の人を護るがためと説くその因縁を明らかにし、それを以つてこの物語に於ける夢想譚の核心となし、而も巧みに物語化してゐる。或はまた稚児梅若が天狗に勾かされる譚にしても、一見荒唐無稽な筋書ではあるが、西田直養氏が指摘したやうに今昔物語卷二十「竜王為天狗被取語」を自由に換骨奪胎し、且つ話中に天狗の腰折歌をも詠み込むで三井戒壇の事情を揶揄するのを忘れないのを見ても、作者の才筆のほどが窺はれるのである。又この作者が禅風めいた詩をよくし、和漢の故事古歌等にも通曉してゐたことは、あらたに此拠に記すまでもなく物語の中で巧みに消化されてゐるのを見ても明らかであらう。朝々暮々風塵底に起筆する七言の詩にしても、当時誰人もよく為す業ではなかつたであらうし、仏語漢

籍の熟語故事も一介の僧侶の教養には余りあるものと思はれる。和歌の是非はともかくとして、新古今和歌集釈教の部に入る瞻西上人の詠を美事に巻末に盛込むで、その伝説をかなり巧妙に物語化してゐることなどから、この作者が諸事に亘り広い知識を持ち、かつ文筆の才に長けた者であつたことは紛れもない事実である。仮りにいま、旧説を信じて、如上の面を見れば、この限りに於ては、玄恵作者説を否定するものは見出せない。彼が仏儒に亘り識見を誇り博学を以つて世に識らる者であつても、前記のやうに太平記編纂には自ら参じ、或は詩歌雜書等にも手を染めてゐるのを見れば、あながちに狂言綺語なるをもつてこの旧説を一笑にふするわけにもいかないと思はれる。

さて、此の物語の一半の主題ともなつたのは山門三井寺の確執の背景であるが、この背景の故にこそ単に異形な童児花髪の戯れに起因する両門の血なまぐさい合戦も肯首され、一人の稚児の入水も発心の機縁となつて生彩を滯びたのであつた。その意味ではこの作者も当然の事ながら、この両門の生々しい斗争を悉知する僧侶であるともみるべきである。玄恵の経歴の中で触れるのを避けたが、慈覚智証両門徒の座主争ひに端を發したこの歴史的な粉争は、既述の如く度々に及びながら文保三年の争乱をもつて、その幕を閉じており、この文保の事件に際しては、恐らく玄恵自身、まのあたり身をもつて体験したものと思はれることである。それは文保三年四月二十五日、寺門最後の悲願たる戒壇建立の儀により、山門大衆は園城寺を襲ひ、遂に之を灰燼にきした。両派確執の最後の事件である。玄恵没年正平五年（一三五〇）を遡る文保三年（一三一九）であれば、恐らく玄恵法印壮年時の事であらうか。花園天皇宸記、武家年代記、文保三年記、元徳二年日吉社并叡山行幸記等にはこの事件をそれぞれに誌すが、特に花園天皇宸記は日時を追ひ、髣髴として詳記するので、こゝに挙げるこゝとする。

四月十三日戊戌 晴、今日伝聞、三井寺欲供養金堂、建戒壇、仍山門峰起、神輿已可有入洛云々、頭弁僧正建立戒壇云々、天

魔之所為歟、但聖護院円満院等争申云々

十四日己亥、晴、山門猶未落居云々（以下略）

十五日庚子 晴、貞觀政要談義如例、談義了連句卅韻、山門猶未落居云々、十七日衆徒等可発向園城寺云々、聖護院円満院請文者、戒壇事更無其実云々、尤以不審事歟、願弁僧正去十一日、送使者於武家申云、戒壇事、若輩衆徒蜂起之間、雖加制止不叙用之由申送云々、而今忽諍申之条不審事也

十八日癸卯、伝聞、去夜丑剋許、三井寺衆徒二百人許、帶甲冑、至長乘僧正房、迎取行園城寺云々、是為金堂供養戒和尚云々、但聖護院円満院等申、願弁僧正所不授之受者相殘之間、為灌頂所迎取也云々、但寺門衆徒自称云、金堂供養了、戒壇立了云々、何真何偽未弁者也、天魔之所為不能左右、依此事山門弥蜂起、廿一可発向寺門云々、法滅之相、誠足歎者歟

十九日甲辰、山門事猶蜂起云々

廿日乙巳、慈仆法印云、長乘僧正被配流刑之由、被下院宣之間、明日寺門発向延引、可属静諱歟、廿五日壬戌 晴、今曉山門衆徒発向園城寺云々、午剋参今小路殿、今日御湯殿始也、其次第不能具記、未刻許資明参申云、園城寺金堂戒壇等皆焼払了云々、法滅期已時至歟、悲歎之至不能記尽耳、今夕可有改元之由有沙汰、而依園城寺事及豫義、有勅問于人々云々

裏書園城寺為山門被焼先例及度々歟、然而今度堂并僧房等、不残一字抔地焼失了、此事超過先例、是併法滅之期歟、可歎息々々々、

と誌し、山門三井寺の確執は、その悲惨のあとを弔ふが如く、廿六日癸亥、陰雨降、及夜大雨如沃、廿七日甲丑、

又、陰雨降如昨、とその終末を告げてゐる。慈覚智証兩門徒の分裂の後、永保元年六月九日の三井寺焼打以後文保三年に至る、度々七回にわたる山門の攻撃の背後には、天台座主争ひが起因するとはいへ、例の頼豪阿闍梨の戒壇奏請等によつても識られる様に、山門受戒をとざされた寺門衆徒の悲願は、三摩耶戒壇を設け、以つて灌頂受戒の道を開かむといふ寺門大衆の生死をかけた一切の望みが其拠にあつたわけである。長きにわたる紛争の果、元来の原因動機は嘗つての真面目は失ふにしても、三井寺戒壇建立は、忽ちに兩門の喧騒を誘導する理由となつて、文保三年の悲劇

にも至ったのであらう。秋夜長物語にある次の「園城寺ノ衆徒是ニモ鬱^{イキトホリ}不^ホ散シテ一山一同ニ僉儀シケルハ寺門ノ恥辱是ニスキタル事アルヘカラス所詮此次ヲ以テ当寺ニ三摩耶戒壇ヲ立ハ山門定ヨセンスラン」とある一文は、一見我々には唐突な表現であるが、時人には、文保三年の生々しい記憶が存するとすれば、作者が説明を加ふるまでもなく、それがたゞちに理解しえたのであらう。或は生々しい印象をとゞめたるが故に、作者は一片の児物語に、寺門炎上の諍乱を作中に持来ったのではなからうか。ともあれ二十五日払暁から戦乱に、火炎地をはらふの一日、或は陰雨霏々として降りそゞく両二日は、仮令彼がその当事者たらずとも永く玄恵法印の胸裡に去来するものがあつたに違ひない。その限りでは玄恵が此の物語を執筆するの理由も無くはない。

作者玄恵の旧説が再び真面目に検討されるに至つたのは、申すまでもなく永和本の発見にあつたわけである。高乗勲氏の御紹介によれば永和書写の太平記第三十二巻の紙背に筆写された秋夜長物語巻末には、「永和三年^{丁仲春}書写了」とあり、表紙中央下右よりに「主玄心之」と誌され、太平記、秋夜長物語共に同一筆者であるところから、玄心をその人と見ておられる。又裏表紙内側に別筆で「于時明德元年十月日 玄勝律師相伝」とあつて、この永和本は、明德に玄勝が相伝したものであると解説されてゐる。玄心玄勝に就いては現在その伝を詳らかにしないが、玄恵・玄心・玄勝等の法号からみて、叡山関係の僧侶ではないかとも想像される。玄恵・玄心の関係が、もしこゝに明らかにする事が出来得るとすれば、この作者に就いはかなり推論の拠点をも得られようが、いまは如何とも無しがたい。たゞなをも執着して之を想へば、永和三年を遡る玄恵没年の間は僅か二十七・八年に過ぎない。玄心がもし叡山の僧侶であつたとすれば、恐らくは叡山の碩学玄恵の高名を熟知する者であつたらう。とすれば彼が永和年間に之を書写したことは、単なる偶然が然らしめた書写とのみ云ふわけにはいかない。両者の間には、近きにしろそうでないにしろ、何

等かの必然的な關係が存することは否めないであらう。といふより寧ろ玄恵が多分参与したであらう太平記を書写すると同時に、且つ秋夜長物語を筆記するといふ事には、玄恵の周辺、或は太平記の周辺とに關連しての事ではなかつたらうか。ともかくも永和三年書写なる奥書の持つ意味は、旧説の検討に一つの示唆を確かに提示したものとといへる。

扱、又さきに太平記とこの秋夜長物語との類似点を対照したが、太平記卷十八・卷二十一と本物語の前半部の、特にその辞句上の相似はたゞ単に前者の摸倣と片付けられないほど似通つてゐた。而も太平記現存本四十卷の成立は大體応安四・五年頃とされてゐる。永和三年を遡ること僅か数年である。仮りにこの四十卷本太平記前条の摸倣であるとするれば、成立後僅か四五年の間に、之に拠つたとみなくてはならない。又、難太平記に記す三十余卷の成立は玄恵生存中の最晩年の事であらうが、此の時期に卷十八・卷二十一の兩卷がすでに成立してゐたものとしても、同書に云ふが如く――以の外ちがひめおほし、追て書入、又切出すべき事等有。其程不可有外出之由仰有し――とも記してゐるのを信ずれば、恐らく其後増補冊定の間、太平記編纂者の外は之を閲覽する機会ある者は限られねばならないであらう。さきに私が太平記の周辺に關連すると云つたのも、実はたゞ単に太平記の文辭の摸倣とのみ之をみるのではなく、三十卷本にせよ、四十卷本にせよ、之を閲覽する機会ある、わずかの人達、もっと想像すれば、太平記成立に參加した者の誰人かの手に依つて、作られたものではないかと思つたからにほかならない。太平記成立の時期と永和三年書写本の残る本物語の時期とを合せ考へてみると、それは或る任意な者による偶然の摸倣、偶然の一致とはどうも考へられないやうに思はれるのである。これかれ想ひながら本物語の作者を推論するに、恵珍が等持寺に持參した太平記三十余卷に卷十八・卷二十一の兩卷が現存本の内容を持つて存したものとすれば、玄恵は最初に之を見る機会があつたのであるから、秋夜長物語作者と後世凝せられるのもその謂れなくはない。而も本物語との類似箇所は太平記

の中でも挿話的な部分であり、物語的要素は甚だしいことから、その後増補の間に書加へられた部分と見るのが、
順当であらう。そうであれば猶更に玄恵作者説は当然の事の如く現れて来るのも尤の事と思はれる。又玄恵の中には、
そうした戯文をも筆執する傾きもないわけではないのであれば、この旧説も一蹴し難きものとなるのであるが、常識
的に云って、頽齡すでに示寂を待つ者の、為す業かと思へば、之は又甚だ嗚呼な想定でしかなくなる。而しながらた
ゞ秋夜長物語作者が玄恵に仮託されて来たその由縁は、なほ玄恵の伝記の中に存したことは明らかであると思ふ。従
って結論のないまゝに、想像を記すと、この作者は、天台の諸事に通曉し、和漢の教養を身につけた文筆家で、太平
記編纂には何等かの面で参加した者の手になったものではなからうか。或は又太平記卷十八・卷二十一の両巻の如き
をも執筆した同者と考へても差つかへないのではないか。それは結局ところ玄恵自身といふことゝ変らないが、寧ろ
やはり玄恵の周辺の者、いはゞ太平記編纂に於ける玄恵のブレーンの一人とみる方が、やゝ妥当かと、想像するの
である。そしてそれは片々とした狂言綺語の弄び物であれ、世俗の愚迷を発心にみちびく、教導の作話であるところに、
その執筆の意義を作者は充分に認めてゐたのであらう。

扱その成立の時期であるが、作者と同様に漠然とした想像を越えるものではない。大まかにしか云へぬが、例の文
保三年山門の三井焼打の生々しい惨事が、時人の心の奥にいまだ記憶にとゞめられてゐる時期が考へられる。又その
上限を劃すと、難太平記に記す太平記三十余巻の成立の以後、まもなくとも云へるが、この太平記三十余巻成立は何
時の事としないので、判然としないが、恐らく玄恵最晩年のことであらう。仮りに、秋夜長物語が玄恵生存中にな
ったものであるならば、玄恵の没年、正平五年(觀応元年)三月二日以前といふことになる。又玄恵没年後としても、幾
計もなくして成立したのではないか。たゞ如何に下つても永和三年以前の事であるから、現存太平記四十巻本の成立

の頃には、すでに世に現れてゐたのではなからうか。いずれにせよ、秋夜長物語は太平記成立と平行してゐるものと思はれる。

註一、国語国文(第二十四卷第九号)所収 高乗勲氏「永和書写太平記(零本に)ついて」

註二、岩橋氏は等持寺曇晦谷が玄恵の子であるといふのではなく、玄恵の子の禅侶が楠木の縁者であるにすぎないと、この例文を解釈してゐる。

註三、路接シテ桃源ニ傍ニ水浜ニ煙霞鏤処絶シテ無シ隣惜一哉九陌紅塵客不レ見ニ山中一段春一

註四、岩橋氏は越後の中野忠太郎氏所蔵の手鑑に貼付された玄恵の書状を挙げ、彼の僧侶としての生活を伝へるものとしてゐる。一日於御所令勤仕護摩事候き、仍御参事一切不承及候き、退出以後こそ行乗アサリ御参之由申候しか、不遂一見参候、返々無本意候

雖無子細事候□□連々御物忌事のみにて、自然不被撰出候、五句以後は可有還御候、其時忝々可被撰出候也。

三月廿二日

法印玄恵

註五、花園天皇宸記元亨二年七月二十七日の条に

談尚書、人数同先々、其義等不能具記、行親義、其意涉仏教、其詞似禪家、近日禁裏之風也、即是宋朝之義也、或有不可取事、於大躰非無其謂者也、凡近代儒風衰微、但以文華風月為先、不知其実、文之弊以質可救之、然者近日禁裏有此義歟、尤可然事也、但涉仏教、猶不可然乎

註六、園太曆貞和五年七月十二の条

新院御談義、師利候殿上人上事〔光明院、持明院殿〕
十二日、朝間天陰、今日新院御方可有礼記御談義、可参仕云々、仍酉刻同車大夫参院、於西面御学問所有此事、近衛〔基嗣〕前関白・予・太夫・右衛門督、吉田中納言、勘解由三位等祇候、実音朝臣・俊冬・俊藤、在員等候寶子、師利候殿上人上、講釈礼記、〔郊特〕師須・師貫并玄恵法印、候乙板敷庇、国俊布衣、其外直衣〔予鳥〕、師利以下三人布衣也、殿上人俊冬・在員衣冠、俊藤布衣也、玄恵純色也、今日郊特性正義上帖分講釈、強無殊事也、其後人御、

註七、寛永二十一年刊「聖徳太子憲法玄惠註」の版本あり、又法隆寺に、室町末頃の写本が存するといふ。足利衍述氏に依れば、それは偽撰といふ。

註八、遊学往来二月十三日付返状に「新千載集者。延文四年。入道大納言為定卿奉勅選之。」とあるが、延文四年は玄惠没後十年目にあたる。又正月十三日付返状に「近年花下号ニ新式ニ云々」の句があり、それは応安新式のことと思はれ、これは玄惠没後二十三年目にあたる。従つてこれから玄惠説は否定されたやうである。

註九、猿樂伝記(巻の下)―其をかしみを勤る者狂言師といふて能の内の答を仕り中入の時間の延引の所を結ぶ是ばかりにしては見だてもなしと今の狂言を仕はじめ物好に付玄惠法印の詞を百六十番作りつゞらせたりと云々―

又甲子夜話続編巻百―金剛座の狂言大倉八右衛門の宿題にて狂言の興は玄惠法印に始れば是ぞ開祖なれば其年回を為てかの跡を弔はんと思へど其没年日年月を知らざれば由なし……中略……又玄惠尋常の古語沈没せんを憂へ狂言五十八番を作りて世に伝ふ。

註十、北村李吟、和漢朗詠集註序に「先哲解ニ此集ニ者可レ謂ニ居多ニ也、有ニ江家註、合ニ註和歌、世聴ニ其名、未レ見ニ其書、今也、有ニ覺明之註、有ニ玄惠之抄、俱行ニ諸世、各僅記ニ事実來歴、未レ尽ニ其旨趣ニ也、云々」とあり、又羣書一覽もこれを受けてか、「玄惠之抄あり俱に世にをこなはる」と記す。